

第百七十一回国
参議院厚生労働委員会會議録第十八号

平成二十一年六月二十三日(火曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

六月十八日

辞任

森木 利治君

補欠選任

小林 正夫君

六月十九日

辞任

島尻安伊子君

補欠選任

野村 哲郎君

塚田 一郎君

丸川 珠代君

風間 昶君

渡辺 孝男君

六月二十二日

辞任

小林 正夫君

補欠選任

加賀谷 健君

谷 博之君

金子 恵美君

野村 哲郎君

神取 忍君

六月二十三日

辞任

神取 忍君

補欠選任

長谷川大紋君

西島 英利君

佐藤 信秋君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

辻 泰弘君

中村 哲治君

柳田 稔君

蓮 舫君

衛藤 晟一君

山本 博司君

委員

足立 信也君

家西 悟君

梅村 聡君

加賀谷 健君

政府参考人

内閣府大臣官房
審議官

厚生労働省職業
安定局長

太田 俊明君

事務局側

常任委員会専門
員

松田 茂敬君

舛添 要一君

国務大臣

厚生労働大臣

近藤 正道君

藤末 健三君

前川 清成君

島田智哉子君

小池 晃君

川合 孝典君

中村 哲治君

福島みずほ君

小池 晃君

渡辺 孝男君

丸川 珠代君

古川 俊治君

長谷川大紋君

南野知恵子君

西島 英利君

佐藤 信秋君

神取 忍君

石井 準一君

石井 みどり君

川合 孝典君

金子 恵美君

川合 孝典君

下田 敦子君

森田 高君

厚生労働省雇用
均等・児童家庭
局長

北村 彰君

厚生労働省保険
局長

水田 邦雄君

中小企業庁次長

高原 一郎君

○委員長(辻泰弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(辻泰弘君) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○児童扶養手当法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外八名発議)

○生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外八名発議)

○委員長(辻泰弘君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、森木利治君、風間昶君、塚田一郎君、島尻安伊子君及び谷博之君が委員を辞任され、その補欠として加賀谷健君、渡辺孝男君、丸川珠代君、神取忍君及び金子恵美君が選任されました。

○委員長(辻泰弘君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長北村彰君外四名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合孝典君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の川合孝典でございます。

育児・介護休業法の改正案について、早速質問に入らせていただきたいと思います。

御承知のとおり、さきの国民年金法の論議等を通じて、少子化対策ですとか労働力率の向上ということが日本の将来にとって大変重要な課題であるという、このことは委員の皆様、大臣も含めて、共通の認識を持つことができたのではないかと思います。

今、社会問題となっており、育休切りですとか介護休業者の雇用カットですとか、こういう問題が社会問題化している。こういう状況が起こってまいりますと、安心して子育てができない、安心して出産ができない、また安心して家族の介護ができないという状況が、広くそういう状況が浸透してしまいますと、結果的に将来にわたって労働力率の問題ですとか、それから少子化対策の問題ですとか、そういう根本的な問題の解決に大きな障害要因になるのではないかと、そういう問題意識を持ってまいります。

今回、この改正案が出たことによって、半歩なのか三分の一の歩なのか分かりませんが、前進はしたというふうには思いますが、いかにこの法律自体に実効性を持たせるのかということが大変重要な課題になる、このように思っておりますので、そうしたことも含めて、いかに実効性を高めるの

かという視点から質問させていただきたいと思ひます。

まず、政府参考人にお伺いしたいと思ひます。が、現時点での育休切り、それから介護休切りといった問題の状況、現状というのはどのようになつていますでしょうか。

○政府参考人(北村彰彦) お答え申し上げます。

育児休業に係る解雇などの不利益取扱いにつきましても、労働者からの相談件数でございすけれども、平成十八年度に七百二十二件、平成十九年度に八百八十二件、二十年度には一千二百六十二件というふうに加増してきています。ところでございす。また、介護休業に係る解雇などの不利益取扱いにつきましても、労働者からの相談件数でございすけれども、平成十八年度に二十八件、十九年度に十八件、二十年度に三十一件というふうになつております。

もとより、こうした不利益取扱いには育児・介護休業法違反でございまして、あつてはならないこととでございす。今回の改正法案におきましては、育児・介護休業法違反に対する勧告に従わない場合の企業名の公表制度なども盛り込んでいます。ところでございまして、法の実効性を更に高めまして、育児休業などを理由とする解雇等の不利益取扱いへの対策を一層強化することにしたいというふうに加えておるところでございす。

○川合孝典君 御報告にありましたとおり、ここ近年急速に加増しているという実態はお分かりいただけたと思ひますけれども、ということとは、結局、これまでも育児・介護休業法でそうした労働者の権利が本来守られていたはずであるにもかかわらず歯止めが掛からない、むしろ増え続けていること、これは結果的に、一つは法自体の実効性が欠けているということ、もう一つは企業サイドの理解が進んでいないということ、こういうこともあろうかと思ひますが、こうした現状について大臣はどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 本当、これは困つたこ

とで、委員がおつしやるように様々な要因があると思ひますけれども、やっぱり今の日本の企業風土ではなかなかちよつと、会社に迷惑掛けてもというふうな、自主規制とかそういう側面もあるんだらうと思ひます。だけど、きちんとこれは法律を実際の世界の中に実現させていくということが必要なので、今後とも努力をしたいと思つております。

○川合孝典君 日本の企業風土だとなかなか難しいということ、実際そのとおりだと思ひますけれども、だからこそ法律でもつていかに規制を掛けていくのかということが求められているんだというふうに加えておつしやる。

お手元にお配りした資料をちよつと御覧いただきたいんですが、まず資料の一番、これは各国の年齢階級別の女性労働力率を示しておる表であります。それぞれ御覧いただくと分かると思ひますけれども、国別に若干の差異はありますけれども、出産、育児の時期、大体二十代から三十代にかけての昔あつたM字カーブというのを、欧米各国はこのM字カーブというものを克服しているんです。すなわち、既に、それに対して日本はM字カーブがまだ明らかに顕著に残っているという、この図であります。

資料二を御覧いただきますと、この日本だけの表を大きくしたものをお配りしておりますけれども、結局、これを見てはつきり分かりますことは、大学、学校を卒業して一度は就職しても、出産若しくは育児というものを機に労働市場から女性の方々が退出してしまわれているという、こういう状況になっているのが、これがはつきり分かるというふうに加えておつしやる。

この点についてなんですけれども、大臣はこの図を御覧いただいて、なぜこういうふうになっているのかというふうに加えておつしやる。

○国務大臣(舛添要一君) これはもう出産、育児を機に労働市場から退出するということがまさに表れているんで、一つは、やっぱり全体の比率からいって、私はフランスを中心としてヨーロッパ

で若いとき生活してしまつて、みんな、女性も働くのが当たり前、それから育児や何かあつてもそれは働き続けるということが前提のそういう社会でしたから、それに比べると非常に少ない。それと、出産で一年ぐらい休んでも、二歳、三歳、四歳、それぐらいの小学校に入る前の子供たちを持つていても皆さん働いていて、それは要するに保育園とか何とか、そういうことの設備も非常に整つていました。ですから、全体的に、育児休業を終えた後そのまま労働市場に戻つてこない、特に就学前の子供たちを抱えた女性の労働比率が非常に低い、これは相当、政策的には頑張つて、政策的にもやつておつしやるけれども、やらぬといかぬかなというふうに加えておつしやる。

それともう一つは、やっぱり全体的に女性の力がヨーロッパでは、力が強いというの言い方、発言力含めて、非常に私には対等だという感じがしております。というのは、全体の労働者比率の中で女性の比率が非常に高いんで、当然その相対的にウエートが高いんで、まあいろんな要因があると思ひますけど、私はやはりこういうM字カーブを解消するという方向が先進的な社会保障の進んだ国だというふうに加えておつしやる。

○川合孝典君 女性がヨーロッパの方が強い、まあ確かに歴史的にそういう話もあるのかも知れませんが、私、決して日本の女性が弱いとは思つておりません。それは別としまして、先進的な取組をこれからこの点に關してしていかなければいけないということとでございまして、では、この出産、育児を機に労働市場から離れていかれていく女性の、なぜそうなつていくのかという理由についてちよつと調べてみた資料をお手元にお配りしております。資料三番を御覧いただきたいんですが。

これ日本労働研究機構の資料を抜き出して持ってきたものなんですけれども、上の表、これが、出産を機に退職した方々の退職の理由が記載されております。この中で見ていただきたいのは、二四・二%の方、この方々が、仕事を続けたかつた

のだが仕事と育児の両立の難しさで辞めたというふうに加えて、このようにおつしやる理由で仕事を辞めた。大体四分の一の方がこういう理由で仕事を辞めた。なられているという、こういう事実があります。

その下の棒グラフが、その二四・二%の方々が、具体的な理由、退職された理由というものが、複数選択ということではありますけれども書かれています棒グラフであります。体力的な問題ですとか、先ほど大臣のお話にもありましたとおり保育施設の問題というものも非常に問題として高い順位にありますけれども、と同時に、育児休業に關する理由というものが同時に退職理由の上位を占めているという、こういう実態があるんです。せつかく育児・介護休業法があるにもかかわらずこうした状況になつておるということ、これは結局のところ、大臣が、また厚生労働省が法律を作るに当たつてお考えになられている理念というものがきちんとしておつしやる理解されていないこと、ここに理由があると思ひます。

具体的に、こういう事情があるということ踏まえて、改めて大臣に、この問題についての問題意識、どうしなければいけないのかと大臣はお考えでしょうか。頑張らなければいけないじゃないやなくて、具体的にできればよろしく願ひします。

○国務大臣(舛添要一君) 一つは、国権の最高機関である法律、憲法体制の下で法律が制定される、それをどう実行させるかということについていうと、例えば刑法とか道路交通法でスピード違反とか、これ捕まりますね。みんなそれに従いますね。私は厚生労働大臣になつて常にこういう場でも申し上げてきたけれども、労働法というのか、労働に關する法律についての遵守率、これが極めて低いんではないかというふうに加えておつしやる。どうするにしろ、労働を担当する省がもつしやるして周知徹底させる。それから、学校教育なんかにおいても、同じ法律なんですから、労働関係の法はきちんと守らな

複数の企業でとかという、こういうことも是非積極的に取り組んでいただきたいんですね。運営費がままならないから保育料の値段を上げる、結果的に市中の保育所に預けるのと同じような水準になってしまおうということではある意味、意味がなくなってしまうことでもありますので、いかにローコストで、かつ助成を増やすということだけではなくて、うまい仕組みづくりをすることで地域での保育、仕事をしながら保育を、安心して預けることができる環境をどう整えるのかという、そういう目線が今求められているんだというふうに思いますので、是非ともこの件については積極的に取り組んでいただきたい、このことをお願い申し上げます。

続きまして、本題に戻らせていただきます。育児休業法の関係の質問をさせていただきたいと思いますが、今回、本法案の衆議院における附帯決議によって、育児休業については書面の交付が省令に明記されることになりました。私、これは前進したなというふうに思っておりますが、ここでちょっと大臣にお伺いしたいんですが、今回、事業主が当該書面を返付又は交付しなかった場合には、省令違反であつて行政指導の対象とこれはなるんでしょうか。このことを御確認したいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) それは行政指導の対象となります。

○川合孝典君 ということは、法令違反した者に対しては、新たに今回措置されました企業名の公表制度などを十分活用して厳正に対処するということ、こういう理解でよろしいですか。

○国務大臣(舛添要一君) 省令違反の場合は、今の企業名公表を含めて、助言、指導、勧告により是正を図る、そういうことをやりたいと思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

もう一点お伺いしたいんですが、今度は介護の休業に関してなんですけれども、今回の法改正によって、書面の交付によって育児休業に係

る紛争の防止という点では一定の縛りが掛けられるものというふうには理解しておるんですね。けれども、介護休業についても同様の配慮がなされるべきではなかったんではないのかなというふうには実は私考えております。

今回の法改正で、なぜ介護休業の申出があった場合の事業主の義務等を規定しなかったのか、この理由について政府参考人にお伺いします。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げます。育児休業につきましては、衆議院における御議論を踏まえまして、育児休業の申出書に対し、事業主から書面の返付又は交付をすることにつきまして省令において新たに規定する方向で考えているところでございます。

一方、介護休業につきましては、同様の規定を省令に置くべきかどうかということにつきまして、今御指摘ございましたけれども、まだ結論を出しておりません。今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○川合孝典君 結論を出していないということですが、高齢化が進展している中で、介護を必要とする人たちが目に見えて増えてきているという状況があります。今後、この介護休業を必要とする方が更に増えるということも、これはもう確実な状況でありますので、今回育児休業に関する措置をなされたように、この介護休業に係る紛争防止の観点から、事前防止の観点から早急な是非とも対応をお願いしたい、大臣にも是非お願いしたいと思っております。

○国務大臣(舛添要一君) 介護休業期間は九十三日、三月ですね、最長。だから、育児休業みたいに一年とかもつとそれとかなど、もう一年たつて会社の状況も変わった、もうあんな首だよと、こうなってきた。だけれども、三月ですから、最長、三か月で大きく変わるというのはまあよっぽどのがなければならぬで、普通は、そこで首だつて、まあ余り例がないだろうということなんですが、御懸念のことがありますから、三月の短

期であつても、添付してやるか、ちゃんと書面でやるかどうか、これは今のような事情を考慮しながら検討していただいているところでありまして、御懸念のことが現実にならないように検討結果も踏まえて対応したいと思っております。

○川合孝典君 大臣の方から休業期間のお話もございましたので、その点についても少し御質問したいと思いますけれども。

介護休業期間九十三日というこの設定の合理性についてちょっと質問させていただきたいと思いますが、介護休業は、介護に関する長期的な対応方針を決めるまでの間、当面家族による介護がやむを得ない期間について休業ができるようにするという観点から設けられている、そういう制度であるために、介護休業期間は通算して九十三日ま

とすることが、調べてみますと、実際の介護休業の取得実態から乖離しているのではないかと、こういういう多くの指摘が寄せられている。この九十三日という介護休業期間のまづ根拠というものはどういうものなんでしょうか、政府参考人にお伺いします。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げます。現行の育児・介護休業法におきましては、家族介護を行う労働者が就業を継続するために、少なくとも介護に関する長期的な方針を決めるまでの間、当面家族による介護がやむを得ない期間について休業できるようにすることが必要であると、こういう観点から約三か月、九十三日の範囲内で法に定める最低基準として休業を定めているところでございます。

先ほど、いろいろお話、御指摘がございましたけれども、実際に労働者が介護のために必要とする休暇期間、これは様々でございまして、平成十八年に、労働政策研究・研修機構の調査によりまして、介護のために必要だった連続休暇につきましては、連続した休みは必要なかったというものが八二・七%、また連続して二週間未満というものが八%というふうになっているところでござい

ます。

こういったような状況なども踏まえまして、今回の改正では、一日単位で利用できる介護のための短期の休暇制度を創設ということを考えていたわけでございます。これは介護の必要な状態が続いている間ずっと使える制度でございますので、こういったものも活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

○川合孝典君 ありがとうございます。

短期で利用することができるという意味では、大臣よく御存じだと思いますけれども、介護を受ける方の容体の変化によって急に休まなければいけないというようなことがありますから、これは非常に私はいいい仕組みだなというふうには理解しておりますけれども。

私、ここで御指摘申し上げたいのは、九十三日の件で、実際に連続して介護休業をお取りになられている方々の実態というものを、資料をちょっと持ってきたんですけれども、御覧いただきたいのは資料の四番。これを御覧いただくと、取得期間の割合が、実際に一番多いのが三か月から六か月未満のところには実は固まっております。九十三日であらうというふうな話もあつたんですが、実際としてはそれ以上長い期間お休みになられている方々がおられるということをお考えたときに、この九十三日という介護休業期間の設定というのは十分に網羅し切れていないのではないかなという、私、実はそういう問題意識を持ちましたのでこの問題を指摘させていただきたいんですが、大臣、この表を御覧いただいても感じになることはありますでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) この資料四を見ますと、非常に中小企業というか、五人から二十九人のところ、例えば三か月―六か月未満が五二・八という高位の数字になっておりますが、逆に百人以上の比較的大規模なところはやつぱり一か月―三か月未満と。だから、平均でいうと確かにそうなんですけれども、五人―二十九人というの

は極めて、なぜそうなのかということもちょっとこれは検討しないといけないというふうに思いますが、こういうのを少し、原因が何であるか、企業別にだけこれだけの差があるのかということを考えてみないといけないというふうに思います。恐らく、これは分かりませんが、大きな企業の場合だったら、休暇の取り方にしても比較的無理なく取れているからなにかいろいろ思いますが、ちょっとこれ検討させていただきます。

それからもう一点、先ほどちょっと私の答弁が正確じゃなかったみたいで、法律と省令、法令という中に法律と省令がありますので、例の企業名公表の対象は、法律の方、法違反はこれは列挙しているんですけども、省令に違反したときは公表の対象ではなっていないと。そして、ただし助言、指導、勧告によつて是正を図るというのが正確な今のこの方針であるわけで、ちょっと先ほど不正確でしたので訂正させていただきます。失礼いたしました。

○川合孝典君 大臣の答弁で一步進んだと思つて、良かったなと思つたんですが、正直申しまして、これ、省令の場合には対象にならないということになりますと、実効性がどこまで担保されるのかというのは極めて不安だというのが私自身の感想であります。今後の課題としては是非とも認識していただきたいというふうに思う次第であります。

質問に戻りますけれども、実際に御覧いただいたデータの実際の中身というものを精査してみないと分からないという意味では確かにそのとおりだと思いますが、私、これ大企業の方が休業期間が短い理由というのは、一つは、年次有給休暇ですとかそれから療養休暇ですとかいろいろ制度を企業規模が大きくなるほど整備しているところが多いと思いますので、恐らくそういうところと組み合せながら取得されているんだらうというふうに思います。というその部分を抜いてしまえば、実態としてはやはり三か月から六か月とい

うところに実際に休んでいる期間というのはシフトしてくるんだらうなという、多分その理解だというふうに思いますので、是非とも今後の検討課題として、この点についても厚生労働省の方で調べていただければなというふうに思います。

こういうことを踏まえてなんですけれども、実際に休んでいる方々の中身見てみますと、みとりや施設入所が困難な場合、やむを得ない事情で休んでいる方が多かつたんです。現状の九十三日では症状によつては期間が短く対応できないようなケースというのでも実際に出てきております。こういう場合には、九十三日という休業期間の規定はあるものの、特例措置等によつて延長を認めるような、そういう措置を講じるべきではないかというふうに考えておるんですけれども、この点について、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(舩添要一) そこをどうするか、最終的に労使の両方の議論もある。やつぱり経営者の立場から見ると、そこまで特例いいかどうか。だから、法律的なことを言えば、次なるものは法改正をするとして、弾力的運用みたいな事項を入れるかどうかですけども、私は、やつぱりこういうのは実効性をまさに保たないといけないんで、労使の間でしつかりとした、その中に政も入って、政労使の間で大きな枠組みづくりというのをやる必要があるというふうに思っていますから、そのアイデアというのを今後生かせるような形で努力をしたいと思えます。

○川合孝典君 筋論としてはそういうことだと思ふんですが、労使という話になりますと、実際労働組合のない会社全体の八割を超えるような状況の中で、じゃ労働組合のないところはどうかんだという話になる。この部分についての手段がきちんと講じられていないがゆえに、やらないところは何もやらないという状況が生まれているんだと思います。

そういう意味では、大臣のおっしゃっていることは筋としては正しいんですけども、実効性という意味では正直言つて欠けるなというのが、正

直な、失礼ですが正直な感想であります。労働組合がないところ、そういうところでもきちんと法が遵守できるような枠組みというのが一体どういうものなのかという、そういう視点で是非とも物事を考えていかなければいけないし、そうお願いしたいというふうに思っております。

資料にちよつと戻りますが、先ほどの資料四番の下の方の円グラフのところを御覧いただきたいと思ひます。

これ家族の介護、看護のために離職や転職した雇用者の数とその年齢別の割合のグラフであります。ここから分かりますのは、実は平成九年から十年間で、家族の介護や看護を理由として九十五万人以上の方が離職とか転職をされているということを表しているグラフなんです。

そういう意味では、先ほどの大臣の御答弁、これまで大臣の御答弁等も通じてなんですけれども、企業間の取組とか政労使の取組というその漠然とした枠組みだけでは正直言つて実効性が担保されていないということが過去の取組からこれ数字で表れているというふうに思つておるんです。九十五万人、百万人近い方が労働市場から一度退出されるということは、年金の議論のときにもありましたけれども、労働力率をいかに上げるのか、女性の労働力率をいかに上げるのかということも熱弁を大臣は振るっていらつしやいましたけれども、これ大きなマイナス要因だということふうに思ふんです。

ここをどうするかということが大切な課題なわけでありまして、一步踏み込んで、何をやるのか、どういふことができるのかということに早急に議論するべき時期に来ているというふうに思つておるんですけれども、この資料を踏まえて、大臣、何か御意見があれば。

○国務大臣(舩添要一) ちよつと誤解があつたかも知れませんが、私、こういう育児休業法とか労働に関する法律を作るときに、例えば連合であるとか経団連とか、つまり使用者と労働者と我々政府とがよく相談をして大きな方針を決めたいと

いう、そういう意味で政労使で議論しようというのを申し上げたんで、方針を作るとき、そこからの実行団体はもちろん労働組合、いないところもあります。

それで、現実に、親の介護というようなときに、人間相手ですから、いつ調子悪くなるかわからないし、親の状態は百人親がいれば全部違うわけですから、そうするとそこにフレキシビリティが必要なんで、今回、一日単位で取得できるというのは、私は非常に自分の経験からしてこれは使えるなという感じがしておりますので、介護の現場、まさに厚生省と労働省が一緒になつたことのいいところは、逆に、介護の現場の担当から情報をもつと取つて、ニーズがどこにあるかというところをこういう形で下ろしていくので、まあ今回の改正で一日単位、これを突破口としてもう少し何かできることをちよつと皆さんの知恵もいただきながら考えたいと思ひます。

九十五万人が労働市場から退出するというのは非常に大きなことであつて、現実に私も、もう介護をしていて本当に苦しみ抜きました、そういう意味でもですね。ですから、これはよく分かつておるんで、是非今後ともいろんなアイデアを盛り込めて実現できるようにしたいと思つております。

○川合孝典君 大臣御指摘ありましたとおり、細かく休みを取ることができる制度、これ自体はとても評価できると先ほども申し上げたんですが、ただ問題は、制度はできたけど本当に休めるのかというところに実はあるんです。やつぱり、休もうと思つて嫌な顔をされるだとか、そのことによって不利益な取扱いを受けるだとかということとは、企業側、運用側がきちんとこの制度を理解していないと、結局、仏作つて魂入れずという話になつてしまふ。

そのことを実は私も指摘させていただいておるわけでありまして、あくまでもこれが努力義務であるとか配慮義務であるとかということとどまつている限りは、やらなくても罰則規定がない

ということ、そういう逆の方からの受け止めでこの法を理解してしまわれる方が残念ながら多いということも考えると、いかにして守らせるのかと、守らなかったらどういうペナルティーがあるのかという、そういうものが、そういう装置づくりが私はやはり必要だと、そういう時期に來ているんだというふうに思っておりますので、あえて、しつこいようですけれども、言わせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。次子に子の看護休暇制度について伺いたいと思っておりますけれども、今回の法改正で子の看護休暇に関する法令の拡充が行われたということであり、これはとても評価すべきことだということに私思っておりますけれども、私、この機会に配偶者などの家族看護休暇についても、子の看護休暇とは別に、きちんと制度化すべきなんじゃないかなというふうに、そういう問題意識を持っております。

この点について大臣の所見をちよつとお伺いしたいと思っております。

○国務大臣 舩添要一君 できればそうなると私も非常に個人的には、これはそこまで進めれば大変結構だと思いますが、ただ、私が政労使の間の大きな枠を決めるときに、必ず、それやったらときに、やっぱり企業経営ということも考えてあげないといけない。そうすると、企業経営上そこまで一気に広げられないよと、先ほどの義務化の話にしても、まず一歩始めて、それで助言、是正、そしてある程度定着したら義務化という。労働法制やるときに難しさというのは、どうしても、企業がなくなってしまうと、働く場所がなくなってしまうというの、これはいけません。特にその声は中小企業からたくさん上がってきますから、その声に片一方、左耳で聞きながら、右の耳で、現場で働いている方の本当の望みというのをどう実現するかというのは、非常に微妙なバランスでやっていないといけないと思っております。だから、私は究極のゴールは、配偶者であれ家

族の一員であれ、そういうことができればいいと思っておりますけれども、一つは、そこまで一気に広げられるかということ、それからこれは、例えば私の兄弟がたぐさんいたときにだれが家族の面倒を見るかと、そういう家族内の議論とか様々あると思っておりますけれども、究極の理想は委員のおっしゃるとおりだと思っております。

○川合孝典君 家族の看護休暇で突然企業がつぶれるという話になるのはちよつと極端な話かなというふうに思いましたけれども、これ指摘させていただきます理由は、大臣も御承知やと思うんですけど、ILOの百五十六号条約と百六十五号勧告ですか、ここで、家族の責任を有する労働者は保護又は援助が必要な他の近親が病氣である場合には休暇を取ることができるとあるということ、このことを各国に対して便宜の提供を要請している勧告であり条約なんですけれども、これは実はもう既に日本は批准しているんですよ。

したがって、そのILOの勧告、条約を批准している、それを受けて対応するべきなんではないかなと、そういう時期に來ているのではないかなという、実はそういう私、指摘をさせていただいているわけでありまして。

企業側の理屈として、先ほど大臣おっしゃいましたように、毎回この話するところに行き着くんですが、企業として経営をきちんと維持していかなければいけない、利益を上げていかなければいけないという話があるんですけど、利益を上げていくこと、その企業活動をしていく前提にあるのはやはりそこに働く人たちが、人材です、ね、それがやっぱり前提に私はあるというふうに確信、実はしております。

そこで働く人たちがいかにモラル高く、モチベーション高く生産性を上げていっていただけるのかということが企業経営上私は何より大事なことで、だということに思いますんで、そういう意味で、従業員の皆さんが安心して働ける環境づくりをするということが決して私は企業経営にマイナースにはならないというふうに実は思っております。

んで、これ毎回の話ばかりさせていたいただいておきますけれども、もう一度念押しをさせていただきます。

そういうことを踏まえて、ILO条約を批准している日本と、そういうことを踏まえて子供や近親者の面倒を見るために法を整備する必要があるというふうに思っています。是非ともこういう取組を始めていただきたいというふうに思っています。是非とも、あつたらいいなという話ではなくて、今後の方向性として是非とも厚生労働省の今後の取組の方針の中にこれを組み込んでいただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○国務大臣 舩添要一君 こういう問題は労働審議会でも議論をさせていただいていまして、要するに法で決める最低基準をどこに持つていくか、それは高いにこしたことはないんですけど、やはり遵守してもらわないといけない、先ほど来私が申し上げたように。そうすると、これはもう本堂に堂々巡りの議論になるんですけども、遵守できる水準によって現実性を高める、川合さんのは、そんなこと言ってるんじゃないかと、この厳しい経済情勢の中でとてもじゃないけれども、もうやれないところも出てくるんで、まあその微妙なバランスを考えてやっていると、いかんと言えないと思っております。

ただ、まさに理想としてはそういうことであつた方がいいんで、これはですから日本のこれから国とか企業とか労働の在り方全体にかかわる問題であつて、私は、非常に豊かな国になった日本ではありますけれども、ゆとりがないというのか、もう一円とか一銭単位のコストを考えるとやらないといけないようなぎりぎりの経営を皆さんやっています。そうじゃなくて、少しゆとりがある経営、そのためにインベションも必要なんです、いろんな形で生産性を上げることが必要なんです、そういう大きな国のブランドデザインがあつた上ででないとなかなかそこだけはいかないとい

うふうに思っています。

それで、私が言うのもおかしいんですけど、もうちよつと労働組合いっぱいつくつてくれませんかというのは、労働組合員の組織率が先進国の中で非常に低い一つの理由は、やっぱりヨーロッパ先進国では非常に、日本ほど低いところはないです。ですから、労働組合の力が非常によく反映されていくし、それからもちろん政権交代だつてしよつちゅうやっています、ドイツのSPDが政権取つたときに共同決定法のようなことを、フランスも社会党が取りました。ですから、やはり私は、これはもう川合さんに、釈迦に説法ですけど、是非川合さん中心にゼンセン同盟含めて頑張つていただいて、労働組合の組織率を高めるといふことは、私は労働大臣としてではなくて、日本の国の全体の働く者の権利を守るために非常に必要だと思っております。そういうことも一緒にやりたいなと、みんなで努力して変えたいなと思っております。

○川合孝典君 労働組合の組織率の問題等について、大臣もよく勉強していただいていて本当に恐縮しております。ではあるんですが、まあそういう状況の中でどうやって政策的に強力に誘導していくのかということなわけです。大臣の御答弁は非常に夢のある御答弁いただいています。一つ一つ聞いてみると私、つい納得してしまうんですけども、結果が変わらなければ意味がないということであつたので、具体的にどうするのか。先ほどの資料の一番なかでノルウェーの女性の要は労働力率の例なんか見ますと、これ強力に政党が、政権が誘導しているんですよ。全部を同時にということなのか、要はどこに重点的に政策的に力を入れていくのかということ、これはまあ政権の考え方ですからこれを大臣に申し上げても仕方ないのかもしれないんですけど、私はそういうことだと思っております。舩添大臣にはその力があるだろうと思いましたが、私しきりと申し上げておきますんで、是非ともそういう受け止め方していただけないというふうに思います。

時間がありませんので、次の質問に参りたいと思います。

育児休業の再度取得要件、これについて政府の参考人にちよつとお伺いしたいと思ひますけれども、労働政策審議会の建議で、「長期にわたる子どもの疾病が発覚した場合や、現在受けている保育サービスが受けられなくなった等の事情により新たに保育所等に入所申請を行ったが当面入所できない場合」とされているんだけれども、この「等」というのは具体的にどういうことを考えておられるのかということをお説明願ひます。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げます。今回の改正の検討におきましては、現行の法令で定められている場合以外にも再度の育児休業の取得申出を認めることが適当な場合として、一つには長期にわたる子供の疾病が発覚した場合、また二つには、現在受けている保育サービスが受けられなくなった等の事情により新たに保育所等に入所申請を行ったが当面入所できない場合ということにつきまして、労働政策審議会において労使共に意見の一致したところでございます。

委員御指摘の現在受けている保育サービスが受けられなくなった等の事情の等という点につきましては、具体的には、親族が子供を養育していたけれどもその養育が受けられなくなった場合を想定しているところでございます。具体的な再度取得要件につきましては、法案の成立後、労働政策審議会における御議論を経て定める予定でございます。

○川合孝典君 育児休業の再度取得要件に該当するか否かという、これは実際に育児休業を利用する方々にとって非常に重要なことなんです。利用者が育児休業の再度取得をしやすくするために、その要件は明確に明記していただくということが是非とも必要だというふうに考えております。今後、労働政策審議会等の審議を経てというお話ありましたので、是非とも早急にこのことが明確にされるようにちよつと取組を急いでいただきたいなと、これはお願いでございます。

続きまして、もう一点、所定外労働の免除の規定に関して御質問したいと思ひますが、これも同じく労働政策審議会の建議では、事業の正常な運営を妨げる場合には、事業主は所定外労働の免除の請求を拒否することができるというふうになされておりますけれども、では、この事業の正常な運営を妨げる場合というのは具体的にどういうものなんでしょうか。これを政府参考人にお伺ひします。

○政府参考人(北村彰君) お答えを申し上げます。今回、所定外労働の免除を新設することとしておりますけれども、現行の時間外労働の制限及び深夜業の制限につきましても同様の規定が置かれているところでございます。

こうした現行の規定の解釈でございますけれども、通達におきまして、事業の正常な運営を妨げる場合に該当するか否かでございまして、当該労働者の所属する事業所を基準といたしまして、当該労働者の担当する作業の内容、作業の繁閑、忙しさなどでございます。それから代行者の配置の難易など諸般の事情を考慮して客観的に判断すべきものであるとしておいてございまして、

今回新設されます所定外労働の免除におきまして、事業の正常な運営を妨げる場合をどのように解釈するかという今の御指摘でございますけれども、こうした現行の解釈も踏まえつつ、こちらにつきましても、今後労働政策審議会でも御議論をいただいた上で示すことになるというふうに承知しているところでございます。

○川合孝典君 今お話をしましたとおり、現行の通達では時間外労働の制限については具体的な判断基準が明示されているということでありまして。今回、所定外労働の免除についても結局これに準じて規定をすべきであろうというふうに思っているんです。今回、せっかく所定外労働についても、所定外労働についてこの判断基準を緩和をもしするようないことがあつて、内容が後退するよう

なことになつてはやっぱりいけないというふうには実は問題意識を持つております。

もう一度、大臣にこれ確認させていただきたいと思うんですけれども、今回の所定外労働の免除の件についても時間外労働の制限の判断基準と同様の基準を基本的には適用すると、所定外労働の免除に関しても規定するというふうなこれ理解させていただいてよろしいんでしょうか。今後の方向性を是非お話しください。

○国務大臣(舩添要一君) 基本的には、現行の同様の規定と同時に、どういうふうな解釈をするというところでありますが、やはりこの審議会でも今後御検討いただくことになるというふうに思ひます。

○川合孝典君 最後にしますが、この点について明示いただくことが、せっかく様々な法改正、思ひを持つて法改正されたものの実効性を高める、そのために大変重要なものでありますので、そういう問題認識を持つていただいて早急にこの点への対応をお願いしたい、このことを申し上げます。ありがとうございます。

○丸川珠代君 自由民主党の丸川珠代でございます。この委員会に來まして初めての質問の機会をちようだいしまして、ありがとうございます。三十分ほどお付き合いいただければ幸いです。

私自身、これから子供を産んで、今仕事をしていてこれから子供を産みたいし、仕事も続けたいしという願ひを持つておりますので、同じような気持ちで働いている女性たちの願ひを少しでもかなえたいという気持ちで質問をさせていただきます。少子高齢化によって人口減少が進んでいる我が国においては、育児や介護の休暇を充実させるといふことは、社会保障を維持する上でも欠かせない政策であると私は思ひます。中でも、育児休業・介護休業制度というのは女性が働き続けるためになくてはならないものであり、今回はまずこ

の拡充を図つていただいたことには感謝を申し上げます。しかしながら、現実に育児休業を取得してまた職場に復帰することの難しさというの、いまだに三割程度と低い産前産後の女性の継続就業率が物語っているのではないかと思ひます。

私は、平成五年から十九年まで十四年間に会社勤めをしておりました。その間、平成七年に育児休業給付が創設されまして、平成十三年には育児時間が三歳未満にまで引き上げられ、また残業が制限されと、一歩一歩企業の育児支援というものが前進しているその様子をまさに職場にいて、子供を産んで帰ってくる先輩が増えていく、私たちの同期もまた子供を産んで帰ってくるという、その現実を目の当たりにしながら会社員人生というのを過ごしてきましたので、今回もそうした一歩の積み重ねであるというふうに私は理解をしております。

けれども、働く女性の率直な実感といたしましては、まだまだ一歩一歩というのの小さいというふうに感じずにはいられません。昨日の六月二十二日の日本経済新聞の社説におきまして、「チェンジ 少子化」と書いてありましたけれども、今回の法改正をきっかけに働き方を社会全体で見直していこうというような社説がございましたが、やはり社会全体を見渡していくと、子育てをしながら働くことが当たり前だということにはまだまだ遠く及んでいないのではないかと感じています。

社員千人を上回るような大企業では制度の先を行くような子育てのサービスが整備されております。その恩恵を享受できます。今大きい企業といふのは、少子化の先行きをもう見据えていて、人材確保の策として女性の継続就業に熱心に取り組んでいます。しかし一方、中小企業においては、やはり資金繰りあるいは人繰りに余裕がなく、経営者がまほ強い意思を持つて臨んでいないければ子育て支援にまで手が回っていないというのが現状でございます。今申し上げた人繰りとい

うのも最終的には資金の問題であるかと私は思います。昨今の長引く経済の停滞であるとかあるいは増加する社会保険料の負担を受けまして、経営者はただでさえ雇用を減らそうという傾向にございます。

ここで、この今回の改正に従って、所定外労働の免除や対象が二人以上で十日になる介護や看護の休暇というものを義務化して、さらに育児時間を措置義務とすることは、企業の負担を増やして、結局それが女性の雇用を減らす方向に向かったというのでは本末転倒でございします。仮にそういうことが現実になりますと、私は、大企業で働いて勤めながら子育てできる人と、中小企業への雇用に関しても、その人口を狭められてしまう人との差というのは本当に大きくなってしまおうと思ひまして、この育児休業あるいは介護休業というものが大企業に勤める人だけの特権のようになってしまふことだけは絶対に避けなければいけないと思つております。是非、そのためにも、中小企業がこの改正された制度を導入しやすくなるような環境の整備に努めていただきたいと思ひます。

というのは、どれほど素晴らしい理念を振りかざしても、結局のところ、非常に余力の乏しい中小企業といふものはそれほど勘定が合わないければ実際にはなかなか動いてくれません。仮にも雇用に関して言いますと、赤字を出してでも雇用を守っている企業があるとすれば、それは結果的にその方が企業価値も含めた全体のコストに見合うということを経験則を通じて知っているからなんだと思ひます。

育児支援に関してはまだまだそうした経験則を積み重ねている中小企業といふのは多くないと思ひます。ですから、私は、中小企業でも、少子化という外部不経済を織り込んだ上で、女性の継続就労が企業のコストに見合うと、そう理解できるとなれば制度を用意しなければいけないと思ひますし、またそこへ導くような動機付けというものをもっと強めていかなければならないと思ひます。

す。

もちろん、育児切りというような言葉が今ちまたにございますけれども、そういう法令違反をして育児の人を切ってしまうというようなことはもう絶対にあってはならないことですが、これはもうしっかりと守ってもらわなければいけない。でも一方で、義務を強めてもその監視をする制度が整っていないれば実効性はございませんので、是非、動機付けというのをもっとバランスを取りながら使つていただきたいと思つております。

とりわけ、中小企業に対するインセンティブといたしましては、資金への援助が非常に経営者にとつては分かりやすく、また効果的であると思ひます。実際に、厚生労働省の方でも平成二十一年度の予算の中で事業所内保育所への助成というものを拡充していただいで、運営費に関しては十年間の補助を出していただけるようにもなりましたし、これは、特に保育所の運営というのが安定しにくい、人数が少ないうえに安定しにくい中小企業にとつては非常に有り難い制度であらうかと思ひます。

しかし、この助成制度というのは、一つ一つの個別の案件に該当するかどうかを企業が確かめて、書類を用意して事務手続をしてということでもらつていかなければなりません。私は、是非、その煩雑な事務手続をなるべく抑えた上で、企業の自由な発想において子育て支援の目的を達成した場合にも受けられるような、例えば金利優遇の制度であるというようなものを用意していただければ、これは企業の資金繰りに直結しますし、利用しやすいのではないかと思つております。

そこでまず伺いたいのですが、現状、公的な金融機関において子育てへの支援をしている企業に対する融資制度というのはどのようなものがあるんでしようか。

○政府参考人(高原一朗君) お答えを申し上げます。

中小企業あるいは小規模企業が女性を含む従業員の方々を安定的に確保させていただく、あるいは

は何よりもまたその従業員の方々が子育てをしつかりながら働いていただくことができるというこのためには、子育て支援というのは非常に重要な課題だと中小企業施策でも思つております。

厚生労働省におきましては、委員御指摘ございましたけれども、保育所の充実など各般の施策が取られてところでございます。また、中小企業、小規模企業自身が自らの従業員の子育て支援といたしまして事業所内に託児所を設けるといったような場合には、日本政策金融公庫が設備資金を融資できる制度というのが現在あるわけでございます。また、幾つかの都道府県におきましては、商工中金と連携をして、子育て支援策を講じている企業に低利の融資を行うというような取組も行われております。

いづれにいたしましても、丸川委員御指摘のとおり、中小・小規模企業の従業員の方々の子育て支援は中小企業施策にとつても大切な課題であると存じております。引き続き厚生労働省と連携をいたしまして、中小・小規模企業の従業員の方々が安心して働ける環境づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○丸川珠代君 是非その充実をお願いしたいという一環でございますが、その融資制度が、私もちよつと地方の商工中金がどのような取組をしているのかも拝見したんですが、基本的には事業所内保育所あるいは保育施設を何か整備したりするための設備整備のための資金を融資するということが中心でございまして、自由に日々の資金繰りに使えるようなお金を融通するところにはなかなか及んでいないのが現状であるようです。やつぱり幅広く中小企業にインセンティブを与えるためには日々の資金繰りにも何か恩恵があるような制度というのが必要ではないかと思ひます。

平成二十三年度の四月には次世代法に基づく行動計画の提出というのが三百人以上の企業から白

人以上の企業に下限が広がるわけですが、私は、例えばですが、一般事業主行動計画が認定された中小企業に關しては優遇金利での資金繰りの融資制度というようなものを制度化されてはいいかなと思ひますけれども、これは厚生労働省に伺いたいと思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 商工中金の、今、中小企業庁から御説明あつた中で、例えば東京だと東京いきいき職場応援ローンということで、設備資金だけじゃなくて運転資金にも使えるということなんです。次世代育成支援対策推進法に基づいて行動計画を出していただければそういう資格が生まれますから、いづれにしても、先進的な取組を行っている企業、これをバックアップできる仕組みというのは、関係省庁と連携を取りながら支援する体制を整えていきたいと思つております。

○丸川珠代君 その行動計画というの、提出すればいいというような状況になっているところも聞きますので、提出した中身がきちつちりと実行されて、しかも質がいいものであればちゃんとそれが企業に返つてくるというような制度に是非していただきたいと思ひます。

私が何でこんなに金融にこだわるのかといひますと、実は私は少子化と環境問題というのに非常に似通つた点があると思つております。いつかこのままでは危機的な状況になるということも多くの方が感じているんだけれども、その大きな目標に向かって日々の歩みを始めようとする、そこにそれぞれの負担が生じてしまふ。その生じた負担をそれぞれがどのように負っていくかということと、どこでなかなか合意が得られないということとでございます。

私たちは、環境問題に關しては合意が形成されつつあつて、削減目標であるとか、あるいは排出量取引の制度をつくつて、コストの負担に同意しない人たちは巻き込んでいくというような仕組みをつくりつつあります。私は、少子化に關しても、これは我が国だけの問題ではありませんけれども、やはり制度が先行しながら同意できない人た

ちも巻き込んでいくような仕組みというのができないかなと思いついて、そういう中で、やはり企業にとっては市場で評価されるということが非常に大きいことであるということからこれを申し上げております。

環境の面では非常に市場での評価というのが進んでおりまして、皆様も御存じだと思いますけれども、FTSEのグッド・ジャパンとかグッド・グローバルとかいうことで、環境に投資をしている、CSRがきちりできている企業に対する評価の指標というのがございますし、これは一方でコスト負担を明らかにするためでもあります。が、やはり一方では、市場がそういう企業に投資したいと、投資を通じて社会を変えたいと思う投資家たちがいるということもございます。

私は、是非少子化に関しても、投資をすることによって社会を変えたいという機運を高めていたでいて、今コスト負担のことが問題にもなっているわけですから、そういう社会の意識があればお金も集まってくると思いますので、是非そうした機運を高めていただくために、厚生労働省あるいは内閣府、経済産業省といったところに力を合わせていただきたいと思います。

さて、続いて舛添厚生労働大臣に是非伺いをしたいことがあるんですが、今、地方自治体の財政力あるいは首長さんの意識によって、地域の間子育てサービスの格差が広がっているのではないかと、この認識を私は持っております。顕著な例というのが私は妊産婦健診の問題だと思えます。国としては、お一方十一万八千円交付税措置で手当をされているはずなんですが、例えば大阪府は各市町村平均で三万九千八百円しか給付がされていないという現状があります。

妊産婦健診だけに限りません。例えば保育所、もう認可できる条件が整っているような施設でも、その地方自治体が固定的な運営費が発生してしまうことを嫌って、認可を出さないという例があるのを少なからぬ数で聞いております。

学童サービスなんかに関しても、例えば茨城に住んでいたときは六時半までやってくれたのに、大阪に行ったら五時半で終わっちゃうと、これどうしてなんですかという意見が、お母さんたちから非常に多いんです。恐らく、いろんな理由があるとは思いますが、お母さんたちにとってはある一定レベルの子育てのサービス、保育のサービスというのはユニバーサルサービスである。全国どこへ行っても同じサービスをしてくれなきゃ困るんじゃないのという気持ちがあるからだと思います。

そして一方では、この少子化問題というのは、もう国家の命運を左右するような、長い目で見ればそういう大問題でございます。決して地域の責任であるからそれができないのは困るというわけでは、おいていいという問題でいつまでもあるわけはないと思いますので、私はこの地域サービス、子育てサービスの地域間格差というものについて、国がこの先どう取り組んでいくつもりがあるのかというのを是非伺いたいと思います。

舛添大臣、お願いいたします。

○国務大臣(舛添要一) これは大問題で、いつかこどもも申し上げたと思いますが、一生懸命妊婦健診十四回までやっていて、お金を払っているんですけど、何でだといったら、大阪の幾つかの町、ほとんど何もやってないところがあるんだから。それはほかの財政が苦しいから。だから、財政が苦しいのとは分るけど、これは国の役割と国の権限、地方の役割と地方の権限、それは様々な法定受託事務から法的な仕組みはたくさんありますけれども、片一方で、今要するにユニバーサルサービスだから国がやれと言う、そうしたら地方自治はどうだと今度文句言う、国が介入したらそういう文句が出てくる。だけど、私は地域間競争があつてよくて、要するにそういう町の首長さんに対しては、あなたたちは子育て、少子化は責任持たないんですかと。

だから、端的に言ったら、直接選挙ですからそ

ういう首長を替えればいいわけですよ、選挙で。ただ、そんなこと言っても金ないんだと、だれが首長になっても金ないんだということになるんで、私はだから一つの解決策というのは、今これ、保育所については都道府県が認可できますけれども、これは四十七都道府県の競争というのはちょっときついです。

だから、道州制に持っていくって、九州一つ、四国一つ、中国一つ、十個ぐらいの、それぐらいの広域の行政単位つくれば、これは競争できますよ。例えば、九州では子育ても非常にいいよと、関西だったらめっちゃくちゃだよ。いや、仮にですよ。じゃ、もうみんな九州に移ろうと、それで、というような、分かりやすく言っているわけ。

分かりやすく言っているんですが、そういう、いや、だって妊婦健診めっちゃくちゃですから、私に言わせると、だから怒りを込めて言っているんです。したがって、ですからそういうことで、これはできるだけのことは今の政治的枠組みで、こども基金とかいろんなのを使って、地方のための一兆円の基金とか使って今やりますよ。やりますけれども、これは是非みんなで議論して、中央と地方の在り方をどうすればいいのとか。

それはあなた、インフルエンザの対策だってそうなんだ。国がやれって言って、今度やると勝手に国がやるなと言って、じゃ、あなたたちは私に何を求めているのかというふうに言いたくなる場面もあるんですけど、これは一度国の在り方についてきちんと議論しないといけない。ただ、現行の枠内でやれることは努力してやりたいと思っております。

○丸川珠代君 ありがとうございます。

国が幾ら何かの施策をやりたいと思っても、それをやらないうところに何か罰を与えるというところはできませんので、本当にその地域に住んでいる方たちが意識を持って地方行政に臨んでいただくしかないというのが正当な筋だと思っております。私はそれを通じて、地方分権が進んだとき

にしつかりと皆さんが自分たちの首長を見て、生活を変える、暮らしを変えるということに向き合っていたきたいと思えますし、そういうスタート地点として若いお母さんたちがこの保育サービスというものを目を向けてくれれば、こんなに有り難いことはないと思っております。日々地元を回るときにも、こういう話はさせていたいております。

先ほども、環境問題とこの少子化の問題というのは似通ったところがあると申し上げましたが、環境問題に比べますと、残念なことにまだ少子化問題というのは、幾ら政府が旗を振ってもなかなか社会全体を巻き込んでいくところには至っていないのが現状ではないかと思えます。

その理由、様々ございますけれども、一つには少子化に対する危機感というものが社会全体で共有されていないことにあるのではないかと懸念を持っております。実際に少子化が日本の社会、経済に今後どのような影響を与えるのかという分析、実は様々ございまして、中には少子化恐れるに足らずというものもございまして。人口は減少するかもしれないけれども、設備生産性を上げて高齢者、女性の労働力も増やしていけば一人当たりGDPは維持できるんだというような分析もございまして、正直言って少子化が何の問題が実感できないんですというふうなお母さんたちの声をよく聞く機会がございます。

政府の方ではもちろん、概念的にこういうことが起きるだろうということはおっしゃっていただいておりますけれども、やはりここは、様々な立場にある方が実感できるような数字で少子化の何が問題かというところを語っていただかなければ、危機意識の共有というのができないのではないかなと思います。とりわけ、やはり中小企業の皆様にとつては目先の資金繰りの方が非常に厳しいものがございますので、私は、是非少子化の何が問題かというところを具体的な数字で実感できるようにお話をいただきたいのですが、内閣府さんと、もし可能であれば厚生労働省さんにお話

をいただきたいと思います。

○政府参考人(武川恵子君) 少子化の数値的な影響というところでございますけれども、百年後、これは大分先でございませうけれども、総人口が現在より七割減、約四千五百万人になるというところでございます。それから、十五歳から六十四歳の生産年齢人口でございませうけれども、これも七割減になりまして約二千三百万人、出生数は八割減となりまして年間二十四万人しか生まれまいということになってまいります。

また、人口比でございませうけれども、高齢者の総人口に占める割合、これは現在二割でございませうが、これは四割に上昇いたしまして、現役世代一・二五人で高齢者一人を支えるということになりますので、現役世代一人に掛かる負担が現在の約三倍になるだろうというふうな予想でございませう。

経済的な予想でございませうけれども、少子化が進行しても御指摘のように技術、設備の向上によりましてGDPは維持されると、一人当たり、そういう御意見もあるわけでございませうけれども、高齢者の雇用が増える一方で若い労働力の確保が非常に難しいということになりますので、若さを生かしました新しい発想の導入、また技術やノウハウの世代を超えた継承というものが非常に難しくなるだろうというふうな予想されております。

また、経済面に加えまして、女性の就業と結婚、出産、子育ての二者択一構造というものがございまして、この問題が解決されませんと労働力人口が今後大幅に減少いたしまして、特に二〇三〇年以降は急激に減少いたします。二〇五〇年には現在の三分の二弱に減少するだろうというふうな言われております。おっしゃるとおり、社会保障の持続可能性、それから経済成長に大きな影響を与えるわけでございませうけれども、加えまして、結婚、出産に関する希望が実現できない社会というのも非常に大きな問題かというふうに思っております。

おっしゃるとおり、少子化問題は今まで子育て当事者以外に関心が少ない問題でございました。少子化が自分自身に返ってくる問題であるという認識を持っていただいて、国民すべてが少子化問題を自分自身のこととして御認識いただけるように、また具体的な行動を起こしていただけるように啓発活動を進めてまいりたいと思っております。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げます。今内閣府の方からかなり詳しい説明がございましたので、若干省略をさせていただきますけれども、若い人々の希望を見ますと、やはり九割以上の男女が結婚したいというふうに考えています。また、希望する子供の数も平均二人以上と、こういうふうな状況の中で、実際にはそういった若い人が希望するような結婚、出産、子育てを実現できる社会となっていないということ、あるいは社会全体として急激に人口構造が変化すると。これは日本の将来推計人口でも、五十年後には四人に一人が生涯独身とかいろいろな具体的な数字が出ておるわけですが、そういう厳しい社会の姿になるという、そういう予測がございませう。そういう意味で、我が国の経済社会あるいは社会保障の持続可能性にも著しい影響を与えるということとを意味するわけでございませう。そういう意味で、少子化対策は我が国の緊急的、国家的な課題であるというふうに考えているところでございませう。

今後の少子化対策の拡充のための議論におきましても、御指摘のとおり国民的な議論あるいは国民的な危機感の共有と、こういうところがやはり大事だと。私も、皆さん方の理解を得て施策を進めていきたいというのは当然でございませうので、国民の方々に分かりやすい議論が喚起できるような様々な工夫を凝らしていきたいというふうに思っております。

○丸川珠代君 今内閣府さんから細かい数字の御紹介がありましたが、例えば百年後に四千五百万人になっていると。四千五百万人の人口でも国をやっていつて

ところはあつたわけですね。では、何で日本は四千五百万人になつたら問題なのか。それで社会保障はもつのかという議論が出てくるかと思ひますが、これは百年後になつたら団塊世代もみんななくなつて人口減少が徹底的に進んでおりますので、もしこのままのこの予想でいくと、恐らく出ていく方も入つていく方も低く抑えられていることになるんだと思ひますが。例えば、じゃドイツは六千五百万人でちゃんとやっていけると、経済大国であるというところは移民の問題がある。そういうようなところを指摘していかないと本當の具体的な姿というのは見えていかないと思ふんです。だから、一方的な議論をお互いに行つて、少子化つて結局どうなのというところで終わつてしまつてゐるんだと思ふんです。だから、そういうところが納得できるように是非数字でお示しをいただきたい。

それから、技術やノウハウの継承、それから発想の活力というものが若い人がいなくなるとできなくなるといふのは、本當にそうなのかどうかどうしようも証明の仕方はないかもしれないんですが、これも現実には数字にならないと企業の経営者にとつては取り入れにくいことでもあるかと思ひます。もちろん先進的な取組をやつているところは、もう人材確保ということがどれだけ企業の命運を握つてゐるかということを考えてくださつていただけますけれども、やはりそれは広くあまねく理解のできる形で示す必要があると思ひますので、今そういった御検討もしていただいているというふうな話を伺つておりますので、是非、国民が全体で共有できるような、納得できるような少子化の危機を数字で表したものをお示しいただければと思つております。

さて、ここからは少し個別の話に入らせていただきますが、今回の改正について一点確認したいことがございませう。育児休業などの制度というのは、就業規則にしっかりと書き込まれておればトラブルが少ないというのは当たり前のことで、就業規則が、どうも企業サイドから見ますと、就業規則を

書き込むことに抵抗感があるようであると。一説には、書き込むと言質を取られたような氣になつてしまふのというような声も聞いております。現実のところ私の理解では、就業規則に書いてあるとなかろうと、育児それから所定外労働の免除、それから両親共に育児休業をした場合に一歳二か月まで育児が取れるということ、それから今拡充された介護、看護の休暇については、これは就業規則に書いていなくても労働者の権利だということは、そういう理解でいいんです。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げます。育児休業法の育児休業あるいは所定外労働の免除などの今御指摘ありました規定につきまして、法に定める要件を満たす労働者が事業主に申し出るによりまして、例えば育児休業で申し上げますと、労働者の勤務の提供義務が消滅し、育児休業をすることができると、こういう効果を持つものでございませう。したがひまして、労働者は、勤め先の企業の就業規則等に規定がなくとも、育児休業の取得、また所定外労働の免除を受けることができるものでございませう。

なお、就業規則の規定率の向上、これは私もそれに向けて努力をしていくことは当然のこととございませうので、都道府県労働局雇用均等室におきます計画的な事業所訪問による指導でありますとか、あるいは育児休業に関する規則の規定を載せましたリーフレットなどによる事業所への周知、こういった様々な努力を積極的に進めまして取組の強化をしてまいりたいというふうに考えております。

○丸川珠代君 あえて確認させていただきましたのは、現実には雇用者数の少ない企業であるとか、特に就業規則を作る義務を負つていないような企業、十人未満ですとね、においては、そのこと自体が認識されていない可能性が非常に高いということを言いたかつたんです。就業規則にあらうがなかつたが、そこで働いている人にその権利があるというのを実は企業の経

課題は、これは高額の治療費でございます。現在、国内で多焦点眼内レンズの挿入手術を実施している施設といえますのは数十施設ございます。

次に、今回の議題でございます育児・介護休業法につきましてお聞きを申し上げたいと思いま

このうち、仕事と育児の両立の難しきで辞めたという回答をされた方につきまして、その理由を

公明党としまして、この男性の育児参加を一定の割合で導入するパイクオータ制、このことを主張してまいりました。本法案でも、これまでの規定を改めて、専業主婦がいても希望すれば育児休業が取得できるようになり、さらに、夫婦共に休業を取ると取得できる期間が延長されるパパ・ママ育児プラスという内容が盛り込まれております。

こうした男性の育児休業の取得促進、大変重要であると考えますけれども、改正の具体的な内容について説明を伺いたいと思います。

○政府参考人(北村彰彦) お答え申し上げます。

男性の育児休暇、今委員おっしゃられましたけれども、非常に大切な課題でございます。特に、育児休業は男性の育児休業のきつかけになる大事な制度と私どもも考えているところでございます。

男性の育児休業の取得を後押しするために、今回の改正法案におきましては、父母共に育児休業を取得する場合に、育児休業の取得可能期間を延長するパパ・ママ育児プラス、また、出産後八週間以内の父親の育児休業の取得促進、さらに、専業主婦がいる場合に、労使協定により育児休業の取得を除外できるという規定の廃止などを盛り込んだところでございます。

このうち、パパ・ママ育児プラスでございますけれども、ドイツなどのパイクオータ制を参考としたもので、父母共に育児休業を取得した場合に、育児休業の取得可能期間を子が一歳二か月に達するまで延長することができると、こういう制度でございます。

なお、父母一人ずつが取得できる休業期間につきましては、これまでどおり一年に限ることとし、事業主の負担が余り大きくなることを抑えながら、父親が取得すればメリットがあると、こういう制度にしたところでございます。

こうした取組によりまして、父親の育児休業と育児参加の促進を積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

○山本博司君 是非とも促進をお願いをしたいと思います。

次に、育児切り対策についてお聞きをしたいと思います。

景気の低迷によりまして、この育児休業の取得を理由に解雇をされる不利益取扱い、いわゆる育児切りが横行しているわけでございます。この点につきましては、衆議院段階で修正が行われま

して、違反企業名の公表など速やかな紛争解決への対応を実施していただきたいと思えます。不利益な取扱いを受けた人が家族や次の就職先のことを考えて泣き寝入りするような事態は避けなくてはなりません。

そこで、この育児切りへの対策についてどのように行っていくのか、教えていただきたいと思えます。また、各都道府県の労働局、こうした問題への相談、指導、監督を行っていると思えますけれども、体制の整備が不十分であるとの指摘もございします。法律の実効性確保に向けてのこうした雇用均等室の体制強化、必要であると思えますけれども、この点に関しましてもお答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(北村彰彦) お答え申し上げます。

育児休業の取得を申し出た、あるいは取得をしたということを理由とした解雇等の不利益取扱い、これは育児・介護休業法違反でございまして、あつてはならないことでございます。こうした事案に対しましては、都道府県労働局の雇用均等室におきまして、助言、指導、勧告により厳正に対処をしてきているところでございます。

また、今般の改正法案におきましても、指導の実効性を更に高めるために、育児・介護休業法違反に対する勧告に従わない場合の企業名の公表、また、都道府県労働局から報告徴収に応じない場合あるいは虚偽の報告を行った場合の過料の創設を盛り込んでいくところでございます。さらに、苦情処理また紛争解決援助のために、労働局長による紛争解決援助制度及び調停制度等を創設することとしていくところでございます。

これらに加えまして、労働者が育児休業の申出を行う際に、現行の厚生労働省令におきまして事業主に育児休業申出書を提出することとされておりますけれども、この申出書につきましては、衆議院における御議論も踏まえまして、事業主から休業開始予定日及び休業終了予定日などを追記して労働者に返付するようにすることなどを省令において新たに措置する方向で考えているところで

ございます。

こうした取組によりまして、育児休業を理由とする解雇等不利益取扱いの防止及び解決に全力を挙げて努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、都道府県労働局の体制強化が必要ではないかという御指摘がございました。

都道府県労働局の雇用均等室、大変小さい組織ではございますけれども、育児・介護休業法、均等法、パート労働法などを所管しておりまして、大事な機能を担っているというふうに私どもも考えております。

労働者からの相談に対する的確な対応に努めるほか、特に相談がなくても、企業への集団指導あるいは計画的な企業訪問を行いまして、法律が守られているか、規定が整備されているかといったような点を指導するといったように、様々な工夫をいたしながら法の徹底に努めているところでございます。

この法の実効性を高めていくためには、都道府県労働局の雇用均等室の機能を十分發揮していく必要がございまして、御指摘のように、必要な人員体制の整備に私ども努めてまいりますとともに、職員の資質の向上のための研修の充実に努めるなど、しっかりとした体制の強化を図るための努力をしてまいりたいと考えております。

○山本博司君 是非とも強化をお願いをしたいと思います。

それでは、大臣に質問を申し上げたいと思います。

まず、男性の育児休暇が進まない理由の一つとして、所得が減ることも影響をしております。育児休業給付の水準といえますのは、休業前の六か月の平均給与の五〇％でございます。育休を長く取れば生活の維持は苦しくなるというところがございします。

厚生労働省の社会保障審議会少子化対策部会でも、本年二月、給付水準の引上げを今後の課題として指摘をしております。また、今国会でも、

雇用保険法の審議が行われまして、給付率を四〇％から五〇％への暫定措置の延長もございました。

こうした育児休業期間中の給与確保というのは重要な課題でございます。今、育児休業給付といえますのは雇用保険でカバーをしております。給付をアップするには新たな財源も必要でございます。その意味で、こうした育児休業制度の取得促進を図るために、税などの別財源を活用しても給付の引上げをすべきとの意見もございします。こうしたことに関して大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(舩添要一君) 今委員御指摘のように、雇用保険制度の中でやるということは失業保険よりも上に来ちゃう、五〇％を超える、そういう問題があると思えますから、今、社会保障審議会の中で検討をいただいておりますけれども、別建ての制度を考えるということもこれは必要だと思っております。

○山本博司君 是非ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、子育て支援策について伺いを申し上げます。

今、経済危機や少子高齢化を乗り越えるためには、人材の育成と確保、これが重要でございします。特に、今後の成長に大きな影響を与える小学校就学前の幼児期に親の経済的な状況によって教育を受ける機会が失われることは避けるべきでございします。

公明党は、未来に人材への大胆な投資を行うヒューマン・ニューディールを提唱しております。幼児教育の無償化を目指しております。幼児教育といえますと文部科学省の施策が多いような印象を受けますけれども、保育行政におきましても、無償化、負担軽減というのは重要な課題でございします。

この幼児教育無償化につきましての大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(舩添要一君) 財源との絡みという大

きな問題がありますけれども、今、社会保障審議会の少子化対策特別部会でそういう問題も含めて議論をしているところでありまして、保育制度の改革と併せて、例えば児童虐待をどうするか、それから子育てに対する経済的支援をどうするか、そういう中でこの幼児教育の無償化、検討を進めていきたいと思います。

○山本博司君 是非ともこの点に関しましても推進をしていただきたいと思います。

最後の質問でございますけれども、子育て支援策の拡充に際してお伺いをしたいと思います。

今日の議論でもございましたけれども、国内総生産に対しまして我が国の子育て支援などに関しまして家族関係支出はわずか〇・八％でございます。出生率を大きく回復をしましたフランス、スウェーデンは三％でございますから、非常に少ないとの指摘もあるわけでございます。

その一方で、政府は、昨年末にまとめた中期プログラムの中で、景気回復後には消費税を含む税制の抜本改革を行って社会保障を強化すると、こうしているわけでございます。医療、年金、介護とともに少子化対策もその柱となっております。具体的な拡充策の検討が重要でございます。

今、日本は、合計特殊出生率が昨年は前年より上がりました。一・三七と、三年連続の上昇となっております。こうした意味でも、更なる子育て支援策の拡充が求められております。大臣の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) まさに子育てに対する財源の手当てというのが、今おっしゃったように、GDPで〇・八％、我が国、これに比べてヨーロッパでは二ないし三％ということで、先般の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の会議でも、みんなが希望するように出産、子育てしようとする一兆五千億から二兆四千億のお金が必要だということなので、こういう財源も含めて、中期プログラムに沿ってこの大きな理想に向かって努力をしていきたいと思います。

○山本博司君 是非とも舛添大臣の強いリーダーシップをお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長(辻泰弘君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、西島英利君及び神取忍君が委員を辞任され、その補欠として佐藤信秋君及び長谷川大紋君が選任されました。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

有期雇用労働者の育児休業について聞きたいと思ひます。

昨年度の育児休業給付の受給者の総数と、そのうち常用雇用者と期間雇用者の人数、それから比率についてお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 平成二十年度におきます育児休業給付の初回受給者数でございますけれども、全体としましては十六万六千六百六十一人でございます。このうち、期間雇用者として確認できた数が四千八百二十三人、初回受給者に占める割合が約三％でございます。また、期間雇用者として確認できた以外の方の数が十六万一千八百三十八人でございます。割合としては約九七％でございます。

○小池晃君 今の数字に明らかなように、期間雇用者というのはほとんど取れていないというのが実態だと思います。

局長にお聞きしますが、今回の改正案には、しかし有期雇用労働者の取得要件の緩和は盛り込まれておりません。労働政策審議会ではそういう意見があったと聞いていますが、なぜ盛り込まれていないのか、端的にお答えください。

○政府参考人(北村彰君) お答えを申し上げます。

労働政策審議会雇用均等分科会におきましては、委員御指摘のとおり、非正規労働者の両立支援につきましても議論が行われたところでございます。

この非正規労働者の両立支援の関係につきましましては、期間雇用者の育児休業の取得要件の一つであります、子が一歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みという要件を取り扱うべきといったような御意見がある一方で、育児休業自体が雇用の継続が前提となつていことから、復帰後も働ける状況が見込まれるという現行の要件は合理的であるといったような御意見があったところでございます。こういった様々な御意見を踏まえまして、公労使で議論した結果、期間労働者の育児休業の取得要件につきましては、まずは現行制度におきまして、育児休業の取得が可能である期間雇用者がより一層休業を取得しやすくするため、その休業取得要件を分かりやすく示し、周知を徹底することが重要等と結論付けられたところでございまして、今回の改正法案には盛り込まれていないということを御理解いただきたいと思います。

○小池晃君 周知は重要だと思います。ただ、やっぱり資格要件自体見直さないと、雇用の継続というのが育児休業の前提だと言っけれども、要するに、今期間雇用といつても、雇用の継続前提でみんな、もう雇用、雇用つないで期間雇用やつていくわけですよ。これが実態なわけですね。

例えば、実際どういことが起こっているかという、有期雇用者が育休を取ろうとすると何が起こっているか。三菱重工に勤務している女性Aさん、この方は〇六年から一年単位の有期契約です。三回更新して既に四年近いわけです。契約更新の制限もされていません。それどころか、上司からはいざ正社員になつてくれというふうに言われていた。昨年十一月に妊娠が分かつて、今年六月に出産をされて、産休前に育児休業申請をしたと会社と相談したら、四回目の契約更新となるはずの九月末での雇止めを通告されております。業績悪化というのが理由になつていますが、四月から新たに派遣労働者を雇い入れてるんですよ。それから同時に、彼女の職場のほかの期間労働者は全員契約更新をされているんですよ。

ね。ですから、これは成り立たない。局長、これはやっぱり、明らかに育休の申出を理由にした不利益取扱い、育児・介護休業法十條違反のまさに育休切りだと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(北村彰君) お答えを申し上げます。

今お話にありました個別の事案につきましましてのコメントは差し控えていただきたいと思いますというふうに存じます。

一般論といたしましては、育児・介護休業法第十條におきまして、労働者が育児休業の申出をし、又は取得したことを理由として、当該労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをしてはならないというふうになされているところでございます。これに含まれるものでございます。

法違反に対する事案につきましては、都道府県労働局長による指導、助言、勧告によりまして厳正に対処し、法違反の是正を図つているところでございますが、今後とも引き続き、各労働局の雇用均等室におきまして適切に対処するよう務めてまいりたいというふうに考えております。

○小池晃君 大臣、育休切りに対しては厳格に指導することを求める通達も三月には出されているんですが、こうした実態は続いているわけですよ。しかも、三菱重工のような巨大企業がこういうことをやっているということは本場に許されないんじゃないですか。大臣、こうした実態が起こっているというのに、大臣として、政治家としてどういうふうな思われるか、やっぱり私は、今回これが法改正された、それを機に、それこそ日本経団連などの経営者団体とかあるは大企業にやっぱりこういう有期雇用の育休切りなんというのをやるべきでない、やつてはいけない、ということをやつたり大臣が率先して申入れに行く、こういうことが必要ではないかというふうに思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) まあ、申入れよりも、これはもう法律があるんですから、法律違反した

らきちんと対応しますよと、それだけのことなんで、法は経団連だけに対応するわけじゃなくて、あまねく日本国全体に対応しますから、堂々とこの法律を施行していきます。

○小池晃君 きちんと指導していただけるということと受け止めてよろしいですね。

○国務大臣(舛添要一君) 法律をきちんと施行していきます。

○小池晃君 その法律自体もやっぱり不十分、問題点あると思うんですよ。今もありませんように、実際、労政審ではこれ見直すべきだということ意見も出ているわけで、これやっぱり期間雇用者の要件緩和というのは引き続き重要だと。継続雇用の見込みというのはこれは極めてあいまいで、企業に都合よく利用されるんじゃないかという労働者の意見、私はもつともだというふうに思っています。

やはり正規雇用の場合は一年以上の雇用があれば取得条件が得られるわけですから、やはり平等にやっていく見直し、これ検討されるべきではないかな。実態として、期間雇用といっても本当にもう常用雇用と変わらないわけだから、そういう人が女性では五三%以上になっているわけだから、やっぱりこれは大臣、もう旗を振るのは大臣お得意でしょうから、しっかりとインシアチブを発揮して、こういう見直し、次の見直しとしてやるべきだということを、大臣のやっぱりインシアチブを発揮していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 同一の事業主に一年以上雇用されているとか、条件がありますね。その条件をまずこれをきちんと適用させて、現実それがどうであるか、実態把握して、それで、今委員がおっしゃったような更なる次なるステップが必要であれば、それは検討の上、考慮したいと思っています。

○小池晃君 もう次なるステップは待ったなしだというふうに思います。今言いましたけど、派遣労働者や期間労働者な

ど非正規で働く女性はい五三%、実際は常用雇用と区別のない働き方しているけれども、今真っ先にそういう人が切られていくわけでありまして、こんなことを野放しにしたら、幾ら雇用の継続をうたつても、育休制度そのものが利用されないということになってしまふ。

私も以前より、合理的な理由のない有期雇用は認めるべきでないということを主張してまいりましたが、やはり雇用の実態を、常用雇用を抜本的に拡大するという方向に進むべきだということをお願いしたいと思っています。

それから一点、中小企業の対策をお聞きしたいんですが、現在、中小企業子育て支援助成金というのが始まって拡大をされている。ところが、これ、最初の労働者について中小企業が初めて育休取った場合、百万、二人目以降五人を上限に八十万ずつという仕組みになっていて、同一の人が二人目の育休を取っても対象としないという問題点もある。こういった点は、やっぱり拡充、見直しが必要だと思うんですが、問題は、これ二〇一一年までの期限措置だということなんです。

やっぱり私、これ中小企業の状態というのはこれから相当期間厳しい状況が続くことが当然予想されるわけですし、もつとこれ徹底した周知をすべきだし、さらに、やっぱり期間を限定せずにもつと柔軟に使えるようなやり方、中小企業で働く人、中小企業の経営者が安心して育休制度を使えるような措置を、やっぱり期限措置じゃなくこれから継続していく必要があると思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 時限的に集中的にやるというのは、今、とにかくこの制度を中小企業にも定着させたいという思いでやるわけですから、二〇一一年、その結果を見て、これは恒久化するべきであれば、そこでまた検討をしたいと思っています。

○小池晃君 是非、恒久化、より拡大を図っていただきたい。最後に、介護休業の問題をお聞きしたいんです

が、NTTのリストラ裁判で、年配の両親を介護すべき事情があったにもかかわらず、北海道の苫小牧から東京へ配置転換された原告について、今年の三月に札幌高裁が、育児・介護休業法二十六条に反する人事権の濫用は違法であるという認定をいたしました。

NTTでは二〇〇二年に大リストラやりまして、十一万人追い出して、五十歳退職、再雇用を選択しない継続雇用者に対しては、まさに嫌がらせ、見せしめだと思われていますが、異業種転換、遠隔地転換、これを続けております。その中には、家族の責任を持ち、家族の育児、介護をしなければいけない人、それなのに単身赴任を強いられた、たくさんの方の困難を余儀なくされている人たちがいらっしゃると思います。

例えば、山形県のAさん、五十八歳ですが、二〇〇三年五月から六年間東京に単身赴任させられて、実のお母さん八十五歳は週三回デイケアを受けている。看護士だった妻が退職して介護に付いたけれども、妻は心労から精神疾患になっている。あるいは、秋田に住むSさん、二〇〇三年四月からやっぱり六年間埼玉に単身赴任で、同居の義理のお父さんが認知症で寝たきりで、近所に住んでいる八十歳の実のお母さんが介護に行っている。ところが、豪雪地帯だから大変な苦労働だと言っている。まさに制裁とか言えないような配置転換をいまだにやめています。飯野和子さんのケースでは、高崎から埼玉県の和光市に転送させられて、片道二時間以上の通勤を七年間にわたって強いられ、病気になるという事象も起こっておりまして、まさにこれは人権問題だという怒りの声が上がっています。

ILO条約勧告適用専門委員会は、二〇〇二年に日本政府に是正を求める報告書を出している。その中でこう言っているんです。日本政府は労働者の家庭の責任について配慮したと報告しているが、労働者の異議申立てが無視されている。労働者に、仕事を続けるのか家庭責任を果たすのかという選択を強制すべきではないとして、転勤の

強制的慣習を見直せというふうに求めております。

このNTTのように、仕事を取るのか家族を取るのかという選択を迫って労働者に言うことを聞かせようと、これ言語道断だと私は思うんです。現行の育児・介護休業法の二十六条には労働者の配置に関する配慮というのがありますが、ここでは事業主は配慮すればよいということで、合意が必要としておりません。

大臣、企業に対してやっぱり社会的ルールが必要だと、規制が必要だと私思うんです。やっぱり、家族の責任を有する労働者の転勤については本人同意を条件とするような、これは見直し、法律に明記していくということとやるべきではないだろうかというふうに思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) これは先ほどの川合さんとの議論とも若干重なってくるんですが、労働契約法上、配置転換、その権限は事業主にあるわけですね。片一方で、育児法の二十六条では、家族の介護とか子供の養育について配慮義務がある。じゃ、どうなのかといったときに、今の法律論的に言うと、同意までを要件とすることはかなり厳しいと思います。だから、指針において、配慮義務について本人の状況をしんじやくしなさいという言葉までは使っているわけです。

だから、これは、労働契約法というのは基本的に働く人と事業主の間の契約であるわけですから、そこにとどこまで国家が介入できるかということについて、私はむしろ法律で規制するというより、配慮義務にとどめておいたりしんじやくという言葉を使っているけれども、しかしやっぱり社会全体の合意として、そういうこともきちんとやれないような企業は社会的責任を果たしていませんよと、企業のイメージは相当ダウンしますよと、働く人を大事にしないような企業は先行き真っ暗ですよと、そういう合意ができることの方が先じゃないかなという気がしますので、これは制度が先かどうか議論あると思いますが、今言っ

た問題点があるということを申し上げて、気持ち
は非常に小池さんに近いんですけれども、私の立
場ではそこまでの御答弁にしておきたいと思いま
す。

○小池晃君 気持ちは近いと言っていたいた
でそれを是としたいというふうには思いますが、
しかし、やっぱり私は、企業の社会的責任とい
うのを社会的に問うていくというのは当然なん
けれども、実態を見ていただきたいんですよ。も
う本当に無法なんですよ、企業というのは。や
つぱり枠組みがぶれないとやらないんですよ、
日本の大企業の行動というのは。

だから、私はそういう意味では、もちろんそ
ういう社会的責任を問うていく大きな、労働組
合も含めたやっぱり国民的な議論というのは必
要だといふふうに思いますが、今の企業の行動
について一定の歯止めを掛けるルールをつくら
ないといふのはやっぱり政治に課せられた責
任であるといふふうに思っていますので、是非
この点でも、これは次の課題になっていくか
と思いますが、前向きにこれは進めていただ
きたいといふふうに思っております。

全体としていろんな問題点がある法案では
あるんですが、一定の改善ですので、まだま
だ重要な解決すべき点が残っていますので、引
き続きその解決に当たっていただきたいとい
うことを申し上げて、質問を終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

日本ではまだまだ、いまだに仕事をもち
ながら、働く女性が妊娠すると七割が退職し
、働き続ける女性は三割しかいません。保育園やベ
ビーシッターやいろんな手配が大変だと
か、あるいは賃金カット、仕事の配置換えや
育児切りというところも実は起きています。
私も実は弁護士として、妊娠、出産したこ
とで退職に追い込まれた女性の裁判を幾つか
担当し、均等法の下でこういうことが起きて
いることには非常に怒りを感じてしまし
たし、個人的にも育児をやってきました。
まず、大臣、最近ですが、ゲームソフト、コ
ナ

ミの関連会社で、育児休業後不当な降格、減給
されたケースであるとして裁判の提訴が行われ
ました。育児取得、妊娠、出産を理由にとい
うか、これ、育児取ったからグレードを二
段階下げ、月収が十万元以上減り、育児を取
った後こういうことが起きている。実は、彼
女だけではなくてほかにもいるといふふう
にもこの記者会見の中では弁護士が主張を
しております。

育児取得、妊娠、出産を理由にした不利
取扱いの事例を厚生労働省はきちつと把握
しているのか。また、コナミのケース、コ
ナミの関連会社は、まあ個別企業のこと
ですが、やっぱり悪質でひどいといふふう
にも思いますが、どう対応されるでしょう
か。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げ
ます。

まず最初に、育児休業に係る不利益取扱
事案、この関係でございすけれども、労働
者から相談のあった件数、これは平成二
十年度は一千二百六十二件、平成十九
年度の八百八十二件に比べて件数は増加
している。また、妊娠、出産等を理由とし
た解雇等不利益取扱事案として労働者
から相談があった件数、これも平成二十
年度二千三十件となっておりまして、平
成十九年度の千七百十一件から件数は増
加している。こういうふうな近年相談件
数が増加しているわけでございす。

この要因でございすけれども、平成二十
年度の増加の要因の背景には、世界的な
金融危機の影響による雇用情勢の急速な悪
化といふこともその一つであろうといふ
ふうに思っております。

また、今御指摘がございました個別の
事案につきましてもコメントは差し控えさ
せていただきます。いふに存じますが、一
般論としては、育児・介護休業法におき
まして、育児休業の申出をし、取得をした
ことを理由として労働者に対しての解雇
、その他不利益な取扱いをしてはならな
いといふふうな規定がございます。都道
府県労働局長による助言、指導、勧告に
より厳正に対処し、法違反の是正に努め
ていただいております。

す。

今回の改正法案におきましても、不
利益取扱い事案、その他苦情処理、紛争
解決援助のために労働局長による紛争解
決の援助及び調停の制度を設けるなど、
法の実効性を高める内容を盛り込んで
いるところでございます。

各都道府県労働局におきまして、法
違反の是正につきまして迅速かつ厳正に
対応するようこれからは努めてまいり
たいといふふうに存じます。

○福島みずほ君 このコナミの子会社
のケースでは、育児に当たっては業務内
容の変更が必要であると判断し、業務内
容の変更に伴って役割グレードが変更さ
れたと会社側は言ったそうです。もち
ろん、これは裁判の中で争われるわけ
ですが、かように、現実には日本の中
で女性が苦勞しているといふ事案があ
つて、それが後を絶たないといふこと
は非常に大きく、厚労省がいざれ指導
していただくよう心からお願いを申し
上げます。

また、相談件数というのと、是正指
導を言った件数、これは、相談は一千
二百六十二件、多いといふか少ないとい
うか、女性の数からすればやっぱり正
直さという感じがいたします。また、是
正指導も二十年度で五十三件、是正が
五十三件なんです、やはりまだ是正指
導が少ないうちに思いますが、いかが
ですか。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し
上げます。

都道府県労働局の雇用均等室にお
きましては、労働者から相談があった場
合には、労働者の立場にも留意しながら
丁寧に対応しているところでございま
す。とりわけ法違反が疑われる事案につ
きましては、雇用均等室が相談者の御
意向も確認した上で事実確認をいたし
まして、法違反が明らかになった場合
には全件について厳正な指導を行って
いるところでございます。

一方で、育児休業に関する事案で、
法違反とは必ずしも言えないものにつ
きましては、本人が希望する場合は、
個別労働関係紛争の解決の促進に
関する法律に基づき、あつせんなどに
よりまして紛争の解決に努めている
ところでございます。

なお、今御指摘がありましたように、
相談件数と比較して是正の指導の件
数が少ないという点につきましても、
相談の中には必ずしも育児・介護
休業法等の違反とは言えない事案も
相当数含まれているといふことがござ
いました。あるいは雇用均等室から企
業に報告徴収あるいは指導を行うこ
とにつきましても相談者側の御了解が
得られないといったような場合も多
いといふような事情もございす。

いづれにいたしましても、不利益取
扱い事案の指導、是正につきましては、
今回の改正法案の内容も踏まえまして、
全力で取り組んでまいりたいといふ
ふうに思っています。

○福島みずほ君 是正指導が五十三
件といふことは、一県あたり一件とい
うことじゃないですか。一年間に一件
なんですよ。幾ら何でもそれは少な
いだろうと。

いや、今日は、抗議ではなく頑
張れということなんです。ですから、
読み上げるだけではなくて、本
当に前向きに均等室が頑張る、も
っと例えば啓発をするなり是正指導
も頑張る、やっていくと是非言っ
てください。

○政府参考人(北村彰君) 今委員
から御指摘がありましたように、私
ども均等室の総力を挙げて頑張
っていききたいといふふうに思
います。

○福島みずほ君 総力を挙げて頑
張ってください。

特に、なぜこう言うかとい
いますと、労働局の廃止に伴って
雇用均等室のブロック化も議論に
なっており、以前もこの委員会
で質問をしております。沖繩の
人が福岡に行く、青森の人が
仙台に行くみたいな状況では、
女性、特に適切な対応はでき
ないし、この件数はもともと
少なくなるだろうと危機感を持
っております。もっと頑張る
件数もやって、是正も頑張
ってやってくれ、権能も強化
して人員も増やして頑張れ
と言いたいんです。いかが
ですか。

○国務大臣(舩添要一君) 国民
にとって役に立つ制度は残す
べきだといふふうに思
っています。

で、この均等室の機能が損なわれないように全力を挙げたいと思います。

○福島みずほ君 相談件数の中で、非正規雇用労働者からの相談はどれほど占めているのでしょうか。把握をしているのでしょうか。

○政府参考人(北村彰君) お答えを申し上げます。

平成二十年度に育児休業に係る不利益取扱い事案として労働者から相談があった件数、先ほど申し上げましたように一千二百六十二件となっておりますが、その内訳として、期間雇用者等に関する不利益取扱いの件数までは把握していない状況でございます。ただし、報告があった事案の中には期間雇用者等の事案も含まれておりますので、一定数の事案があるものと考えているところでございます。

○福島みずほ君 厚生労働省からいただいたものに期間雇用者の雇止め五件というのがあります。確かに期間雇用者の育休切りですね、ということで五件頭張って解決していただいた件があることは理解ができません。

お願いなんです、電話相談などで聞きにくいという点はあるんですが、やはり女性の二人に一人は非正規雇用労働者ですので、特にそこが育休が取りにくいわけで、そこに關して、相談をするときは是非データを取っていただきたいと。ある集会で私も会った女性がいらつしやるんですが、妊娠したと告げた数日後に派遣会社から解雇のメールをもらったと。辞めてくださいというふうになつてしまつた。中絶をするということで、手術の予定も決めて、その日にユニオンに相談に行つて、いや、これは育休は取れるのだということで、中絶の予約を消して出産をしたと。です。非正規雇用の部分に本当に育休が取れないという事態がありますので、データとしても取っていただきたい。いかがでしょうか。

○政府参考人(北村彰君) お答えを申し上げます。

労働者からの相談につきまして、都道府県労働

局の雇用均等室において、今お話がございましたように電話などにより対応しているところでございます。その件数の把握ということでございますけれども、労働者本人が匿名ということ希望されたり、あるいは事業所名をお伝えにならないでされるといったような場合もありますことから、電話相談の段階で一律に今おつしやられたようなことを把握することはなかなか難しいという面もあるわけでございます。しかしながら、今お話がございましたような事情も私も理解しておりますので、把握方法につきましてどこまで工夫することができるか検討させていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、期間雇用者につきましては、雇用情勢が悪化しているときに非正規労働者等の立場の弱い方に不利益取扱いが生じやすいという傾向にあることは私も実感しているところでございます。引き続き、期間雇用者が相談しやすい環境整備に努めますとともに、法違反に對しては、今回の改正法案で新たに設けられることになる企業名公表などの措置も含め、厳正に的確に対応してまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 育児休業にある格差問題で、両親が正社員で、一方の収入が半減しても生活可能な共働き家庭が育児休業を取得しやすいという制度に残念ながらなっています。

実際、育児休業制度の取得率は、現在でも企業規模が小さいほど低くなつていくという現状があります。こうした状況を改正していく上で、対策は何か必要と考えらつしやるでしようか。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げます。

平成十九年度の雇用均等基本調査でございますけれども、これによりまして、女性の育児休業の取得率は企業規模が小さいほどおつしやるように低くなつていくところでございます。

このため、中小企業における育児休業を取得しやすい環境整備のための支援といたしまして、育児休業取得者が初めて出た中小企業に対する助成

制度、こちらにつきまして平成十八年度から実施し、平成二十年度補正予算において制度を拡充しております。また、労働者が利用した育児サビス費用を負担する中小企業に対する助成金につきましても、平成二十年度補正予算におきまして、助成率、助成限度額、共に引き上げたところでございます。また、中小企業における次世代法に基づく行動計画の策定、実施につきましても私どもの方で支援を行っているところでございます。

こういった様々な取組によりまして、企業規模の大小にかかわらず、希望するすべての労働者が気兼ねなく育児休業制度を利用できるような環境の整備を促進してまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 今回の育休法の改正案にはパバクオータ制的なものが入っていると。これはノルウェーなどもやつていて、日本でもこれで男性の取得率が高くなると思います。また、男性の産休を認めるべきだと社民党は考えてきました。が、今回、産休ではないけれども、妻が妊娠したときに取れるということ、これはやはり改善点だと思ひます。

ところで、現行制度の取得率、男性の育児休業の取得率は一・五六%、まだ珍獣扱いです。この取得率をどのように拡大させ、どの程度を目標にしているのでしょうか。

○国務大臣(舩添要一君) 私も珍獣の一人かもしれませんが、今のところ、平成二十四年までに五%、平成二十九年、つまり二〇一七年までに一〇%という目標にしております。

○福島みずほ君 育児休業を取る男性が本当に増えるようにと。

この一〇%なんです、現在の目標値、今が一・五六なので高いと言える反面、女性の目標値が八〇%に比べて余りに目標値が低いのではないでしようか。

○国務大臣(舩添要一君) 北欧、スウェーデンとかノルウェーは、これはもう本当に九割近い、

七割、八割、それからドイツなんかこのパバクオータ制を入れてからかなり増えているわけですから。

ですから、今回のこの法改正を第一歩として今後やっていかないといけない。なかなか社会的な雰囲気を変えていかないといけないので、率先して、我々はこの仕事ですからなかなかそういうわけにはいきませんけれども、社会全体でこれを進めることをやりたいというふうに思つております。

○福島みずほ君 男性が育休を取ってくれば本当に社会が変わると思ひます。大臣、閣僚級でも男性が育休取るような日本の国会になつたら、それは本当に面白いというかわつていくというふうに思つています。

最後に、大臣、妊婦健診の件が先ほどありました。妊婦健診、主張してきたんですが、一年限りというのはひどいと思うんですが、期間が限定されていきますね、妊婦健診。それで、地方に行くとき意外と不評なんです。半分負担しなくちゃいけない。いや、いいことなんです。ただ、半分自治体負担しなければならぬ。そして、一年たつたら国はやるわけですね。そうすると、自治体の首長さんは、選挙などがあつてやるわけにもいかないけれど、負担が非常に大きいと。つまり、妊婦健診を期間限定付きで国が半分やるという制度、欠陥があると思ひます。是非これは続けてやつていただきたい。いかがですか。

○国務大臣(舩添要一君) 実施状況を見て、国民が歓迎するものなら続けたいと思ひますが、とにかく入れるときに物すごく苦労したんです。それはもう財務省は反対する、もう四面楚歌の中で皆さん方の御支援もいただいで、とにかく第一歩を踏むことが大切だということをやりましたので、これはより良い制度に育てていきたいと思ひます。女性の皆さん、国民の皆さんが、これはいい制度だ、続けられと。続けるということであれば、だれが政権を担つていようと国民の声に背く

ことはできないと思っております。

○福島みずほ君 終わります。

○委員長(辻泰弘君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(辻泰弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(辻泰弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(辻泰弘君) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者島田智哉子君から趣旨説明を聴取いたします。島田智哉子君。

○委員以外の議員(島田智哉子君) ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会・国民新・日本及び社会民主党・護憲連合を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、社会情勢の変化や家庭観、夫婦観の多様化に伴い、離婚等による一人親家庭は増加傾向にあります。子育てと生計の維持を一人で担うのは、母子家庭だけでなく父子家庭も同様であり、一人親家庭の多くは育児、家事など生活面での困難とともに、経済的な問題も抱えています。こうした一人親家庭を経済的に支える上で、児童扶養手当制度は重要な役割を担っています。しかし、現行制度は、母子家庭等に限定してその生活安定

と自立促進を通じ、児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度であり、父子家庭は制度の対象外となっております。

父子家庭にも児童扶養手当を支給すべきではないかという議論は、国会審議において与野党間わづ行われてきました。これに対し、政府は、父子家庭が母子家庭に比べ平均収入が二倍であること、常用雇用の割合が高いことを根拠として、父子家庭に求められているのは、経済支援より家事・育児支援であるとの答弁を繰り返して行っており、

しかしながら、こうした政府の認識は、父子家庭のニーズと大きく乖離しているのが実態です。近年の規制緩和等を背景に男性でも非正規労働が増加している中で、経済雇用情勢が急激に悪化し、父子家庭の親が、保育園の送迎等のために残業や転勤などのある正社員として働き続けることが難しくなり、結果的に収入の低い不安定な就労を余儀なくされるケースが多くなると見られており、母子世帯等調査を見ても、困っていることとして父子家庭の四割が家計を挙げており、家事は三割弱にすぎません。

政府において従来の認識を改める気配は一向に見られませんが、一方で、父子家庭に対する経済的支援を独自に実施する自治体の動きが広がっています。民主党の子ども・男女共同参画調査会は、全都道府県を対象に父子家庭に対する手当、支援金等に関する調査を行い、父子家庭に対して何らかの手当、支援金等を支給する制度を有している自治体が二百以上に上っていることを確認しました。このことは、住民と密接にかかわる立場にある自治体の方々が、経済的に困窮する父子家庭への支援策の必要性を痛切に感じていることと表れており、と考えております。

そもそも、収入の低い一人親家庭に対する支援は男性が女性かを問わず必要なものであり、男女共同参画社会を目指す国として、こうした状況を放置するべきではありません。父子家庭でも安心

して子育てできる環境を整備することは、経済雇用情勢が極めて悪化している現在、緊急の課題であります。

そこで、本法律案は、父子家庭における生活状況等にかんがみ、当分の間、父子家庭に対しても児童扶養手当に相当する給付を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

都道府県知事等は、当分の間、父母が婚姻を解消した児童、母が死亡した児童等の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするとき、又は父がいないが、若しくは父が監護をせず若しくは生計を同じくしない場合において、当該児童の父母以外の者がその児童を養育するときは、当該児童の母等が児童扶養手当の支給要件に該当する者であるときを除き、その父又はその養育者に対し、児童扶養手当に相当する給付を行うこととしております。また、児童が日本国内に住所を有しなるとき等には、当該給付を支給しないこととするとともに、児童扶養手当に係る支給要件、手当額、認定、支給の制限、不服申立て、費用の負担等に関する規定は、当該給付について準用することとしております。

このほか、児童扶養手当制度については、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の状況等を踏まえ、その全般に関して速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(辻泰弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたし

す。

○委員長(辻泰弘君) 生活保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者大河原雅子君から趣旨説明を聴取いたします。大河原雅子君。

○委員以外の議員(大河原雅子君) ただいま議題となりました生活保護法の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会・国民新・日本、日本共産党及び社会民主党・護憲連合を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、社会保障費削減の一環として生活保護を受ける一人親世帯についての母子加算を平成十七年度から段階的に削減し、本年四月には完全に廃止しました。母子加算を廃止された方たちからは、育ち盛りの子供の食費や衣服費を切り詰めている、高校への進学をあきらめた、修学旅行への参加をあきらめたといった窮乏が多く寄せられており、こうした方々は母子加算の復活を切に望んでいらつしやいます。

母子加算は、親一人で育児をしながら生計を立てる難しさに配慮して、憲法で保障された健康で文化的な最低限の生活の水準を確保するのに必要なものです。その水準を切り下げるとは、母子家庭の生活実態を正確にとらえた調査に基づく根拠が必要ですが、母子加算の廃止に当たっては、わずか数十世帯を対象とした調査しか行われておらず、十分な根拠となっておりません。

政府は、母子加算を廃止しても就労支援で代替できるので問題がないと主張しますが、母子家庭で生活保護を受給されている御家庭では、病気や障害、育児や介護、その他の複雑な問題を抱えているために、働きたくても働けないという方が多くいらつしやいます。就労を条件とする支援では一番困窮している世帯を見放すことになってしまいます。

日本における子供の貧困率は増加傾向にあり、昨年のOECDの報告によると、日本における子

供の貧困率は実に一三・七%にも達しています。国は今こそ子供の貧困問題に真摯に目を向け、どの子供も安心して学び、育つ環境を保障し、貧困の連鎖を断ち切り、貧困から抜け出せるように支援していくことが重要であります。

こうした理由から、母子加算を復活させるためにこの法案を提出いたしました。

次に、この法案の概要について御説明申し上げます。

厚生労働大臣は、父母の一方又は両方が欠けている等の状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならぬ場合における当該養育に当たるとして、平成二十一年十月以降、当分の間、厚生労働大臣の定める生活保護法による保護の基準において、平成十六年度以前における基準生活費に係る母子加算に係る制度の例による加算が行われることとなるよう必要な措置を講ずるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(辻泰弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童扶養手当法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外八名発議)

一、生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外八名発議)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(父等に対する特例給付)」を付する。

8 都道府県知事等は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する児童の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするとき、又は父がないか、若しくは父が監護をせず若しくは生計を同じくしない場合において、当該児童の父以外の者(当該児童の母を除く。)がその児童を養育するときは、その父又はその養育者に対し、手当に相当する給付を行う。ただし、当該児童の母又は養育者が受給資格者であるときは、この限りでない。

一 父母が婚姻を解消した児童

二 母が死亡した児童

三 母が第四条第一項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にある児童

四 母の生死が明らかでない児童

五 その他前各号に準ずる状態にある児童で第四条第一項第五号に規定する政令で定める児童に準じて政令で定めるもの

9 附則第九項及び第十項を次のように改める。

前項本文の規定にかかわらず、同項の給付は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一 第四条第二項第一号、第二号又は第五号に該当するとき。

二 父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他第四条第二項第三号に規定する政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる父の監護を受け若しくは当該父と生計を同じくしている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した

日から六年を経過していないとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

四 母の監護を受け、又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第四条第一項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

五 父の監護を受け、かつ、父と生計を同じくしている場合であつて、その配偶者(第四条第一項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にある者を除く。)と同居して、その監護を受け、かつ、これと生計を同じくしているとき。

10 第四条から第二十五条まで(第四条第一項及び第二項を除く。)、第二十七条から第三十一条まで(第二十八条の二第二項及び第三項を除く。)、及び第三十三条の規定は、附則第八項の給付について準用する。この場合において、第九条中「母」とあるのは「父」と、「父」とあるのは「母」と、第十条、第十三条の二及び第十四条第四号中「母」とあるのは「父」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

附則に次の四項を加える。

11 附則第八項の給付については、当該給付を手当とみなして、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)その他の政令で定める法律の規定を適用する。

12 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の給付の受給資格その他同項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 偽りその他の不正の手段により附則第八項の給付を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

14 附則第十項において準用する第二十八条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、十万円以下の

過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 児童扶養手当法による児童扶養手当制度については、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の状況等を踏まえ、その全般に関して速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約百十四億円の見込みである。

生活保護法の一部を改正する法律案

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(母子世帯等の養育者についての加算に関する措置)

15 厚生労働大臣は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満であつて厚生労働大臣の定める障害の状態にある者をいう。以下同じ。)を養育しなければならぬ場合(当該養育に当たるとする者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができるときと婚姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときを除く。)における当該養育に当たるとする者(以下「母子世帯等の養育者」という。)について、平成二十一年十月以降当分

請願(第二八七九号)

第二六三二号 平成二十一年六月四日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 京都府福知山市奥野部一五七 芦田敏明 外九百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第二六三二号 平成二十一年六月四日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区八家町二ノ九三ノ一 坪谷昌子 外九百九十九名

紹介議員 草川 昭三君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第二六三三号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺一、七九五ノ一三 北沢和雄 外千四十名

紹介議員 義家 弘介君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六三四号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 茨城県那珂市後台二、九九〇ノ一 笠原輝子 外四千三百三十七名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六三五号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 高知県吾川郡いの町加田二九六ノ一 藤田春利 外三千七百九十五名

紹介議員 武内 則男君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六三六号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 山口県宇部市東岐波四、九五七ノ一三 日高慶美 外二千六百七十九名

紹介議員 藤谷 光信君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六三七号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 鹿児島県出水市境町二、六五八 赤城敬子 外二千七百九十八名

紹介議員 松野 信夫君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六三八号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬三〇九ノ三 小山紀子 外二千五百五十二名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六三九号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 和歌山県小笠原一八九ノ二 雑賀真弓 外千九百九十九名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四〇号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 山形県東田川郡庄内町余目字梵天塚一 佐藤均 外千八百八十名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四一号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 宮崎県都城志比田町五、八〇六ノ六 稲元孝子 外千九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四二号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町修理式二五ノ二四ノ一〇二 嶋津浩史 外二千四百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四三号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 愛媛県松山市山西町五四五ノ七 亀井恭子 外三千三百一十一名

紹介議員 友近 聡朗君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四四号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 三重県伊賀市阿保九二五ノ二一 菊井和子 外二千名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四五号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目 大津澄子 外四千六百七十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四六号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目 早出三津枝 外二千八百二十名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四七号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 仙台市若林区日辺宅地一三二ノ一 佐藤アキヨ 外二千名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四八号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 和歌山県善明寺六〇二ノ六 東本喜佐子 外三千九百九十九名

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六四九号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 愛知県一宮市花池四ノ一九ノ三ノ三〇五 熊田初子 外二千九百九十九名

紹介議員 有村 治子君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六五〇号 平成二十一年六月四日受理

トンネル建設労働者のじん肺被害の予防と被災者の速やかな救済に関する請願

請願者 東京都大田区本羽田三ノ二ノ一

八 小林政夫 外二百四十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第二六七二号 平成二十一年六月四日受理

介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市寺分三ノ八ノ八

金澤征子 外百四十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第二六七三三 平成二十一年六月四日受理

医師・看護師不足など医療の危機打開のため、国が医療にもっとお金を使うことに関する請願

請願者 福島市南台一ノ二一ノ二二 佐

藤いみ子 外百七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二六七四号 平成二十一年六月四日受理

国民健康保険の充実に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川一ノ二八ノ

六一 阿保忠男 外千九百四十五

名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第二六七五号 平成二十一年六月四日受理

後期高齢者医療制度の中止・廃止に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩七ノ三六ノ

四 石井恵子 外三百四十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第二六七六号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 静岡県磐田市豊岡六、五六七ノ

三 手塚明子 外七千七百八十一

名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六七七号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 宮崎県西都市大字三宅四、二〇

八 菊田敬雄 外千九百九十九名

紹介議員 西島 英利君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六七八号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目

山根隆 外千七百六十二名

紹介議員 中川 義雄君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二六七九号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町四ノ二ノ一 大

森京子 外二千名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八〇号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 栃木県大田原市元町二ノ四ノ一

一 大本武美 外六千七名

紹介議員 築瀬 進君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八一号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 岩手県奥州市江刺区男石一ノ三ノ

八 及川スミ子 外九百九十九名

紹介議員 工藤堅太郎君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八二号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 群馬県館林市つつじ町二五ノ四

三 早川卯之吉 外一万四千四百

四十一名

紹介議員 富岡由紀夫君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八三三 平成二十一年六月四日受理

育児・介護休業法等の改正に関する請願

請願者 新潟県南魚沼市六日町二、四一

五 本間律子 外三千八百八十七

名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一八九五号と同じである。

第二七八四号 平成二十一年六月四日受理

育児・介護休業法等の改正に関する請願

請願者 兵庫県姫路市安富町安志一、二七

一ノ一 小谷悦子 外三千八百八

十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八九五号と同じである。

第二七八五号 平成二十一年六月四日受理

育児・介護休業法等の改正に関する請願

請願者 札幌市東区東苗穂十二条一ノ六ノ

七 大河内学 外三千八百八十七

名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八九五号と同じである。

第二八六六号 平成二十一年六月四日受理

育児・介護休業法等の改正に関する請願

請願者 東京都練馬区平和台一ノ二七ノ八

ノ三〇三 利根川麻江 外三千八

百八十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八九五号と同じである。

第二八六七号 平成二十一年六月四日受理

育児・介護休業法等の改正に関する請願

請願者 札幌市中央区北八条西一ノ一ノ

一ノ一、三〇五 森弘子 外三千

八百八十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一八九五号と同じである。

第二八八八号 平成二十一年六月四日受理

育児・介護休業法等の改正に関する請願

請願者 福岡県飯塚市有安九六二ノ一九

七 中岡春海 外三千八百八十七

名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一八九五号と同じである。

第二八八九号 平成二十一年六月四日受理

育児・介護休業法等の改正に関する請願

請願者 奈良県橿原市木原町六五ノ一三

西脇敦子 外三千八百八十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八九五号と同じである。

請願者 滋賀県蒲生郡日野町中道二ノ一〇

名 ノ一〇一 音羽克之 外百九十九

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二七〇六号 平成二十一年六月四日受理

後期高齢者医療制度を中止し、廃止することに関する請願

請願者 北海道釧路市寿一ノ七〇一、八〇

五 阿部誠子 外四百十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七〇九号 平成二十一年六月四日受理

介護・福祉職場の人材確保、職員の待遇改善に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸四ノ二ノ

六 和田政志 外二十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二七一〇号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市中央三ノ四ノ六

小池一克 外五千六百十五名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七一一号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 群馬県太田市龍舞町三、八一四ノ

三 齋藤恵子 外一万三千九百九十四名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七一二号 平成二十一年六月四日受理

トンネル建設労働者のじん肺被害の予防と被災者の速やかな救済に関する請願

請願者 鹿児島市明和一ノ二一ノ一九小

堀清直 外二百四十九名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第二七一一八号 平成二十一年六月四日受理

労働者派遣法を派遣労働者保護法に抜本改正することに関する請願

請願者 北海道釧路市興津四ノ二ノ一八

辻日出男 外四十二名

紹介議員 紙 智子君

労働者派遣法が施行され、度重なる規制緩和の結果、派遣労働者は三二万人へと急増している。中でも登録型の派遣労働者は、不安定な雇用形態の下で低賃金と無権利状態を強いられ、日雇派遣やスポット派遣が増え、最低限の生活さえ保障されないネットカフェ難民と呼ばれるような貧困が広がっている。貧困の根底にある労働の破壊と非正規雇用の拡大を根本的に見直すことは、日本社会が直面する重要課題であり、取り分け派遣労働者の権利を守り、非人間的な労働実態を改善することは、緊急課題となっている。

ついては、違法派遣を根絶し、労働者が将来に希望を持つて、人間らしく生き働くことのできるルールをつくるため、次の事項について実現を図りたい。

一、現行の労働者派遣法を、派遣労働者保護法に抜本改正すること。

二、派遣労働は常用代替とせず、臨時的・一時的業務に限定すること。

三、派遣労働は常用型派遣を基本とし、日雇派遣を禁止すること。

四、派遣の受入期間の上限は、一年とすること。

五、事前面接や偽装請負、多重派遣などの違法行為があれば、直接雇用とみなすこと。

六、派遣労働者と派遣先労働者と均等待遇を実現

現し、労働者の権利を守ること。

七、労働契約の中途解除を制限すること。

八、マージン率の上限を法律で定め、ピンはねを規制し賃金を確保すること。

九、労働基準法を改正し、三年上限の有期雇用を制限すること。

第二七一九号 平成二十一年六月四日受理

青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願

請願者 札幌市東区北四十五条東一ノ三ノ

一七 藤原芳明 外八名

紹介議員 紙 智子君

働く青年の五人に一人が年収一五〇万円以下で、まじめに働いても生活が成り立たないワーキング・プアが社会問題になっている。また、三人に一人が非正規の不安定な雇用の下に置かれ、青年の失業率もほかの世代の二倍近くに上る。働く現場では、サービス残業が横行し、いわゆる偽装請負や不当な解雇、有給休暇が取れない、社会保険に加入できないなど、様々な違法・脱法が横行している。こうした問題の原因は、青年の雇用を減らし、非正規化を進めてきた大企業と、構造改革の名の下に、規制緩和などでそれを応援してきた政治にある。

ついては、青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる社会をつくるため、次の事項について実現を図りたい。

一、政府の責任で雇用を増やすこと。

二、政府は、不安定な非正規雇用を拡大する政策を改めること。

三、サービス残業、過密労働をなくし、労働時間を短縮して、青年の雇用を増やすこと。

四、医療・福祉・教育など国民生活に必要な分野での人手不足を解決すること。

五、人間らしく働くために必要なルールを大企業に守らせること。更なる規制緩和をやめること。

六、賃金未払、社会保険への未加入、有給休暇

を取らせない、不当解雇や偽装請負など、企業の違法行為の是正を強めること。

二、働く権利を保障し、専門官が配置された青年の相談窓口をつくるなどの対策を採ること。

三、労働者の権利を紹介するパンフレットの配布など、働くルールを知らせる取組を強めること。

四、残業代未払を合法化したり、解雇の金銭的解決に道を開く労働法制の改悪をしないこと。

三、正規と非正規労働者の均等待遇と、安定した雇用を行うこと。

一、正規と非正規の賃金や労働条件の格差を是正すること。

二、青年が自立して暮らせるように、最低賃金の大幅な引上げを行うこと。

三、正社員の中途採用を拡大し、現に派遣やアルバイトで働く青年から優先的に採用する制度を整えること。

四、これから働く青年への支援を強めること。

一、青年の職業紹介と職業訓練を抜本的に充実すること。

二、生活保障付きの職業訓練、奨学金の返還免除など、仕事探しをサポートすること。

三、学生が学業と就職活動を両立できるようにルールをつくること。

四、学校教育の中で、憲法・労働基準法の学習を進めること。

第二七二〇号 平成二十一年六月四日受理

非正規切り防止に関する請願

請願者 札幌市厚別区厚別東五ノ四ノ三ノ

一六 丸山健司 外四百七名

紹介議員 紙 智子君

厚生労働省の調査で三月までに、非正規労働者が八万五千人解雇されるとしている。非正規雇用を増やし、景気が悪くなったら物のように使い捨てる勝手は許されない。大企業が解雇を競い合っ

たら多くの国民が職を失い所得が減り、消費は冷え込み、また失業を生む悪循環に陥り、日本経済を破壊し、企業の存立も危うくなる。大企業は明日にでもつぶれるような状況ではなく、ほとんどが巨額の配当を続け、膨大な内部留保を持っている。

ついで、人間らしく生き働くことができる社会をつくるため、次の事項について実現を図りたい。

一、新たな解雇・「雇止め」を許さない緊急立法を制定すること。

二、労働者派遣法は、対象業務を原則自由化した一九九九年以前に戻し、日雇派遣・スポット派遣は直ちに禁止すること、派遣労働者への差別を禁止するなどの措置を採ること。

第二七二四号 平成二十一年六月四日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 埼玉県飯能市双柳一ノ一九ノ五ノ三〇二 田村伸子 外四千四百四十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二七二五号 平成二十一年六月四日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 奈良県生駒市東生駒一ノ四九九 高辻治子 外三千九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二七二六号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 仙台市宮城野区岩切字三所北一〇二ノ二 大沼仁七 外千七百六十二名

紹介議員 今野 東君
この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七二七号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 秋田市榎山佐竹町一ノ五〇 小森 浩 外千三百六十九名

紹介議員 松浦 大悟君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七二八号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 愛媛県松山市東野一ノ五ノ五七 菅裕子 外四千名

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七二九号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 山口県下関市長府安養寺一ノ四ノ三 真野静枝 外千九百九十九名

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七三〇号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 大阪府八尾市恩智南町一ノ二 高 萩幸恵 外三千八百八十一名

紹介議員 尾立 源幸君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七四一号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 石川県能美市寺井町ヘノ一三五 山崎澄子 外千二百九十九名

紹介議員 岡田 直樹君

てんかんのある人は一〇〇人に一人近くいるが、偏見や無理解のために、様々な場面で大きな障壁となっている。多くの人が思春期までに発病することから、進学や就職、結婚などで患者と家族を苦しめている。また、専門医療体制や、自立生活に必要な福祉制度も十分とは言えず、QOL(生活の質)向上の妨げとなっている。

ついで、早急に次の措置を採らねばならない。一、てんかんについて、国民の理解を深めるための広報を行うこと。

1 新聞、テレビ、インターネット、広報などを活用し、てんかんについての正しい知識を伝えるとともに、「てんかんのバリアフリー宣言」などで社会的無理解、誤解、偏見を払拭すること。

2 てんかんのある人と家族が、社会生活の中で接する機会が多い人々、公務員やサービス業者、警察官、消防官、自治体職員、自衛官、郵便局員、病院職員、銀行員、店員など)に対して、てんかんの正しい知識と介助法を、組織的・計画的に周知徹底すること。

二、全国どこでも同じようにてんかん医療が受けられるようにすること。

1 てんかんを政策医療として明示し、中核としての「てんかんセンター」を充実すること。

2 各都道府県に、小児、学齢、青年、成人、高齢とそれぞれの年代に対応したてんかんの医療機関を整備すること。

3 全国どこでも、二四時間三六五日、対応可能なてんかんの救急医療体制を設けること。

三、地域格差のない選択可能なサービス提供をすること。

1 てんかんのある人個々人の生活状況に応じ

て、生活保護、障害年金、各種手帳制度、自立支援医療などの福祉施策が選択できるよう、ガイドライン・最低基準を明記すること。

2 てんかんの障害特性について、すべての制度で共通の指標を設けること。

3 てんかんが重複してもサービスを拒否されないことのないように、法制度の整備を行うこと。

四、理解とサービスの向上に努めること。

1 てんかんのある人が、安心して公共交通機関や駅舎を利用できるよう、乗務員、駅員に、てんかんの基礎知識を教える研修を義務付けること。

2 精神保健福祉手帳による運賃減免制度を拡大するよう、交通事業者への働き掛けを強めること。

五、働く場の機会拡大を図ること。

1 てんかんのある人については、個々人の職務経験、労働意欲、治療状況などにより、一般企業で働くことが十分可能であること、支援があれば働き続けられることなどを、すべての事業所に対して周知徹底すること。

2 ドイツなどで実施しているように、障害者職業能力開発校において、てんかんの障害特性を配慮したカリキュラムを設けるとともに訓練対象枠を拡大すること。

3 市町村などで実施されている「自立支援協議会」において、てんかんのある人の就労支援についても積極的に取り組むこと。

第二七四二号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 富山市呉羽富田町二八九ノ一七 笹谷守 外千二百九十九名

紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四三号 平成二十一年六月四日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支えること
に関する請願

請願者 浜松市北区三幸町二〇ノ四 川

嶋章記 外千二百九十九名

紹介議員 藤谷 光信君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四四号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること
に関する請願

請願者 福島県須賀川市あおば町五〇一

中野敏子 外千二百九十九名

紹介議員 西島 英利君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四五号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること
に関する請願

請願者 茨城県水戸市西原一ノ一四ノ三

四 大嶋美穂 外千三百五十八名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四六号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること
に関する請願

請願者 愛媛県松山市中野町甲一、〇〇

六ノ一 石井淳子 外千三百六十

名

紹介議員 友近 聡朗君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四七号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること
に関する請願

請願者 さいたま市北区宮原町四ノ八ノ二

ノ七〇五 松下美津江 外千三百

四十一名

紹介議員 西田 実仁君
この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四八号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること
に関する請願

請願者 栃木県小山市神鳥谷四ノ二ノ一

七 岸邦夫 外千三百四十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四九号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること
に関する請願

請願者 茨城県神栖市波崎八、二五四 大

川幸伸 外千三百六十九名

紹介議員 南野知恵子君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七五〇号 平成二十一年六月四日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えること
に関する請願

請願者 長野県上田市常田二ノ二九ノ七

小林美樹子 外千三百四名

紹介議員 田中 康夫君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七五一号 平成二十一年六月四日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市加茂町二、四五

〇 水谷信人 外九百九十九名

紹介議員 田中 康夫君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第二七五四号 平成二十一年六月四日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 山口県山陽小野田市須恵一ノ一一

ノ四三 田中英典 外二千名

紹介議員 岸 信夫君
この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七七〇号 平成二十一年六月五日受理

社会保障の充実等に関する請願

請願者 名古屋市中区大野木三ノ一六五

大塚高司 外二十五名

紹介議員 井上 哲士君

経済財政諮問会議は、消費税による基礎年金の
税方式化を始め、社会保障と税の一体改革の推進
を打ち出し、政府税制調査会答申も、社会保障財
源を理由に消費税増税を強調した。また、自民党
財政改革研究会は、消費税を「社会保障税」と名前
を変えて増税を提言した。財界と政府・与党は、
社会保障財源を消費税増税に求め、いかに国民に
押し付けるかに腐心している。しかし、消費税は、
収入の少ない人ほど負担の重い税制であり、
社会保障財源として最もふさわしくない。社会保
障財源は、憲法第二十五条に従って所得再分配で確
保すべきであり、課税は、負担能力に応じて応能
負担原則により、生活費非課税原則は尊重されな
ければならない。

ついで、次の事項について実現を図られた
い。

一、後期高齢者医療制度を中止・撤回すること。

二、消費税によらない最低保障年金制度を直ちに
つくること。

第二七七一号 平成二十一年六月五日受理

後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市市毛六三ノ一

三〇 鈴木四郎 外千六百二十七

名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第二七七二号 平成二十一年六月五日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 愛知県豊橋市馬見塚町二〇三ノ一

二 鈴木直美 外一万七百八十五

名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二〇〇七号と同じである。

第二七七三号 平成二十一年六月五日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 京都府京丹後市網野町郷七ノ四

森敏昭 外一万七百八十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇〇七号と同じである。

第二七七四号 平成二十一年六月五日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 北海道旭川市末広一条八ノ七ノ

一三 早川護 外一万七百八十五

名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇〇七号と同じである。

第二七七五号 平成二十一年六月五日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 神奈川県相模原市陽光台四ノ九ノ

一六 渡辺裕子 外一万七百八十

五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇〇七号と同じである。

第二七七六号 平成二十一年六月五日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 青森県五所川原市相内六六ノ一

白川敏文 外一万七百八十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇〇七号と同じである。

第二七七七号 平成二十一年六月五日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 岡山市東区西大寺新六四八ノ一

岡崎薫 外一万七百八十五名

名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇〇七号と同じである。

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇〇七号と同じである。

第二七七八号 平成二十一年六月五日受理

人間らしい働き方と暮らしの実現に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町中ノ田二八ノ七 岡田晃佳 外一万七千八百八十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇〇七号と同じである。

第二七七九号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 佐賀県唐津市北波多田中八九二ノ一五 龍野サチヨ 外千四百三十九名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八〇号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 福島市森合字蒲原一八ノ九五 仲野辰雄 外八百三十五名

紹介議員 岩城 光英君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八一号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 三重県津市寿町一〇ノ七 稲守利允 外二千三百二十六名

紹介議員 芝 博一君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八二号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 秋田県湯上市天王字長沼一四四ノ三八 白川千代三郎 外千四百四十三名

紹介議員 鈴木 陽悦君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八三号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 長野県茅野市ちの六八七 寺島清一 外千四十名

紹介議員 柳澤 光美君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八四号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 愛知県知多郡美浜町大字浦戸字森下四 森きみ江 外千九百九十九名

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二七八五号 平成二十一年六月五日受理

育児・介護休業法等の改正に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大間野町二ノ一八ノ四 新開薫 外千六百六十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八九五号と同じである。

第二七八六号 平成二十一年六月五日受理

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡中ノ山八七ノ三〇 水野敏男 外三千六百七十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里丘上三六ノ四ノ五〇四 小西和 外三千六百七十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二七八八号 平成二十一年六月五日受理

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 岩手県花巻市下幅二〇ノ三八 中村佳世 外三千六百七十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二七八九号 平成二十一年六月五日受理

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 山梨県笛吹市一宮町東新居一、三 五二ノ四 西川進 外三千六百七十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二七九〇号 平成二十一年六月五日受理

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 茨城県取手市井野四、九〇六ノ一 染谷剛昭 外三千六百七十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二七九一号 平成二十一年六月五日受理

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 香川県高松市林町一、八三三ノ八 山田好美 外三千六百七十九名

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 大阪府東大阪市北石切町一ノ二 九 成山高史 外三千六百七十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二七九三号 平成二十一年六月五日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 千葉県船橋市西船一ノ五ノ八 鈴木 木ふき子 外千二百九十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七九四号 平成二十一年六月五日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 千葉市緑区おゆみ野六ノ一九ノ一ノAノ一〇三 倍賞友美 外千三百七十六名

紹介議員 衛藤 晟一君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七九五号 平成二十一年六月五日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 香川県高松市高松町二、一三八ノ一 溝渕登志江 外千七百十九名

紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七九八号 平成二十一年六月五日受理

肝炎対策基本法の制定に関する請願

請願者 東京都稲城市平尾一、二五五ノ二三 西尾春光 外千九百九十八名

紹介議員 森 まさこ君

この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第二七九号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 宮崎市大字赤江二〇ノ三 林田クニ子 外二千名

紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八〇号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 福島県いわき市平研町一 長谷川秀雄 外六百四十名

紹介議員 森 まさこ君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八〇一号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 福島県郡山市台新二ノ三ノ四 鍋島登志子 外百九十九名

紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八〇二号 平成二十一年六月五日受理

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 横浜市内南区八幡町二六ノ三 松田邦子 外百九十九名

紹介議員 田中 康夫君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二八〇三号 平成二十一年六月五日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 岐阜市大洞桜台四ノ三五 伊藤友恭 外千二百五十四名

紹介議員 松田 岩夫君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二八〇六号 平成二十一年六月五日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 京都市上京区今出川通七本松西入真盛町七二六ノ四〇 梅田保夫 外二千五百七十四名

紹介議員 西田 昌司君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八〇九号 平成二十一年六月五日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 奈良県生駒市西松ヶ丘二四ノ五 〇 林増子 外千三百七名

紹介議員 中村 哲治君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二八二〇号 平成二十一年六月八日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 福岡市中央区今川一ノ一ノ一三ノ九〇一 小林幸子 外七百九十九名

紹介議員 大久保 勉君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第二八二一号 平成二十一年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町二、一一四 ノ一一 北澤育文 外千四十名

紹介議員 荻原 健司君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八二二号 平成二十一年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 熊本県合志市御代志一、六二八

ノ八 森崎淳一 外二千九百九十九名

紹介議員 木村 仁君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八二三号 平成二十一年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町樋口四六三 ノ五 有坂登 外千四十名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八二四号 平成二十一年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 長野市穂保一八 土屋桂一 外千四十名

紹介議員 若林 正俊君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八二五号 平成二十一年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町三、三三三 ノ三三三 竹原正義 外五千八十名

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八二六号 平成二十一年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 福島県郡山市大槻町北中野三七ノ五 高柳カヲヨ 外百九十九名

紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八二七号 平成二十一年六月八日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 熊本県天草市佐伊津町二、五二七 ノ一 山本一朗 外千二百九十九名

紹介議員 下田 敦子君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二八三二号 平成二十一年六月八日受理

後期高齢者医療制度の即時廃止に関する請願

請願者 広島市西区草津東三ノ二ノ五 伊豆ハルミ 外六十五名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第八〇三号と同じである。

第二八三三号 平成二十一年六月八日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 宮城県石巻市門脇字青葉東一六 ノ一一 奥田賢三郎 外二千八百六十名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八三四号 平成二十一年六月八日受理

国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 神奈川県逗子市逗子五ノ八ノ二 一 岩室年治 外九十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二八三五号 平成二十一年六月八日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 札幌市西区西町北一八ノ五ノ一 六 伊藤貴之 外千二百九十九名

紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二八四〇号 平成二十一年六月九日受理
肝炎対策基本法の制定に関する請願

請願者 さいたま市西区植田谷本一三七ノ
一ノ二〇ノ五〇六 井原金光 外
八百三名
紹介議員 古川 俊治君

この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第二八四一号 平成二十一年六月九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 大阪府八尾市山本町四ノ二ノ二
四 清水昇 外二千九百五十七名
紹介議員 北川イッセイ君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八四二号 平成二十一年六月九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 茨城県日立市東大沼町一ノ二七
ノ一八 渡辺千代子 外三千八百
名
紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八四三号 平成二十一年六月九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 滋賀県東近江市石谷町五二八ノ一
〇 中村行雄 外千名
紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八四四号 平成二十一年六月九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 宮崎県日南市大字楠原一五〇ノ
一 藤井輝夫 外二千名
紹介議員 中山 恭子君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八四五号 平成二十一年六月九日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 福島県郡山市希望ヶ丘一四ノ三ノ
一ノ五ノ五〇四 伊東秀高 外百
七十九名
紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八四六号 平成二十一年六月九日受理
国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願

請願者 京都府長岡京市高台三ノ六ノ一
宮野ますみ 外百四十六名
紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第二六一四号と同じである。

第二八四八号 平成二十一年六月九日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都台東区浅草四ノ二九ノ五
小林良子 外九百九十九名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第二八五〇号 平成二十一年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市秋生一、八三四ノ
一 伊藤美保 外百名
紹介議員 青木 愛君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第二八五一号 平成二十一年六月十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 広島県福山市本庄町中三ノ二一
ノ八 井本夏江 外一万七千七百九
名
紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八五二号 平成二十一年六月十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙
七、〇五一ノ七二四 野崎勝弘
外二千名
紹介議員 外山 斎君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八六三号 平成二十一年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町弁財天字三ツ
井丁八五ノ一 近藤恵美子 外二
百四十名
紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第二八六四号 平成二十一年六月十日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市秋生一、八三四ノ
一 藤本文 外百名
紹介議員 石井 準一君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第二八六五号 平成二十一年六月十日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 名古屋市中区又穂町三ノ二七 平
野とみゑ 外三千名
紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八六六号 平成二十一年六月十日受理
肝炎対策基本法の制定に関する請願

請願者 東京都多摩市貝取一、七五七ノ一
ノ四〇三 上野千春 外千六十七
名

紹介議員 山口那津男君
この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第二八六七号 平成二十一年六月十一日受理
肝炎対策基本法の制定に関する請願

請願者 東京都練馬区桜台二ノ二六ノ五
山田隆章 外千六百六十三名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五六一号と同じである。

第二八六八号 平成二十一年六月十一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 福島県二本松市古家三一九ノ三
上遠野良之 外八百三十六名
紹介議員 金子 恵美君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八六九号 平成二十一年六月十一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 大阪市平野区平野本町三ノ八ノ一
〇 曾山辰男 外三千七十八名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八七〇号 平成二十一年六月十一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 福島県いわき市常磐湯本町三函
二八二 大平由美子 外百五十二
名
紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八七三号 平成二十一年六月十一日受理
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に
関する請願

請願者 名古屋市中東区八前二ノ七〇六

紹介議員 山田康雄 外二千名
大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

第二八七八号 平成二十一年六月十一日受理
障害児・者の福祉・医療サービスの利用に対する
応益負担・負担増の中止に関する請願

請願者 千葉市花見川区花見川八ノ一六ノ

五〇八 木下新吾 外千五百十名

紹介議員 蓮 舩君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第二八七九号 平成二十一年六月十一日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都江東区辰巳一ノ八ノ二五ノ

四〇八 野本明美 外九百九十九

名

紹介議員 蓮 舩君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。